

制度改革室

区政会館だより

No.97～No.121

都区制度改革関連法案

衆議院を通過、参議院へ

平成10年4月

No.97

都区制度改革関連法案の審議が衆議院地方行政委員会において行われ、4月7日には、総員賛成で可決されました。

この法案は、同月9日の衆議院本会議においても可決され、参議院に送付されました。これを受け、区長会会長が、同月20日、参議院地方行政・警察委員会委員長を訪問し、法案の審議を促進させたい旨の要請を行いました。

◆都区制度改革関連法案衆議院を通過

3月10日に都区制度改革関連法案として衆議院に提出された「地方自治法等の一部を改正する法律案」について、4月2日、7日の両日、地方行政委員会において審議が行われました。

法案の提案理由及び要旨の説明質疑及び答弁の中で、次のようなことが確認されました。

●今回の改革により、特別区は、都の内部団体的な性格が払拭され、「基礎的な地方公共団体」となる。

●都区制度は、人口が高度に集中している狭隘な地域で、政令指定都市制度では対応できない大都市地域において、その一体性・統一性に配慮した制度の一つである。

●都と特別区の役割分担が法的に確立される。特別区は、法的性格が市と同様になり、清掃事業等住民に身近な事務を都に優先して行うこととなる。

都は、広域の自治体としての性格に徹することとなり、都が処理する市町村事務については、消防等一体的に処理する必要があるごく一部のものに限定される。

●特別区は、都の内部団体的な特例の廃止、税財源の移譲等により、その自主性・自律性が強化され、住民に第一義的に責任を果たすこととなる。

また、大都市の一体性・統一性の確保のための制度として、都区財政調整制度を法制度とするほか、都知事の助言・勧告、都区協議会は引き続き存置する。

●今回の改革は、全国的な地方分権の流れに沿ったものである。

質疑終了後、4月7日には、総員賛成で原案どおり可決すべきものとして決せられました。その際、「政府は、今回の都区制度改革の経緯及び趣旨を関係者に徹底するとともに、東京23区の清掃事業が800万区民の生活に直結した1日たりとも揺るがせにできない事業であることにかんがみ、清掃事業の都から特別区への事務移管について、車庫や清掃工場等の条件整備が促進されるよう配慮すること。

また、移管後の清掃事業の運営の在り方や事業に従事する職員の身分の取扱い等については、関係者間における協議が促進されるよう配慮するとともに、その結論を尊重するよう努めること。」との附帯決議を付すことが、総員賛成により、決

せられました。

4月9日、この法案は、衆議院本会議においても、総員賛成で可決され、参議院に送付されました。

◆参議院地方行政・警察委員会委員長への要請

現在、参議院は、在外邦人の選挙権に係る公職選挙法改正や、省庁再編関連法案などの審議を抱えており、これらとの兼ね合いから、都区制度改革関連法案の審議が、当初想定されていた日程よりも遅れることとなりました。

4月20日、区長会会長は、参議院地方行政・警察委員会委員長に対し、特別区が、平成12年4月の円滑な事務移管に向け、確実な法的根拠のもとに、一日も早い本格的な準備のため、都区制度改革関連法案について、早期の審議を求める要請をしました。

この法案については、特段の反対が窺えないことから、早期の審議・可決が期待されます。

◆特別区が取り組むべきこと

特別区の長年の悲願が成就する、都区制度改革関連法案の一日も早い成立が待たれるところで

す。しかし、平成12年4月までの時間が短くなっていく中、附帯決議にもうたわれたように、車庫整

備の促進など、解決しなければならない課題は多く残されています。

特別区は、「基礎的な自治体」として、住民に対し責任を負った行政を展開するための体制の整備

を進めていかなければなりません。

なお、区長会は、4月16日開催の総会において、平成12年4月の実施に向けた具体的な検討を行うため、清掃移管実施委員会の新設など、区側の検

討組織の改編を行いました。

地方自治法等の一部を改正する法律

地方自治法等の一部を改正する法律①

特別区の「基礎的な地方公共団体」としての位置づけ

平成10年4月 No.97

都区制度改革関連法案である「地方自治法等の一部を改正する法律案」の審議が、現在参議院において続けられています。

このシリーズでは、この法案の内容について解説し、制度改革後、特別区と都がどのように変わっていくかを紹介します。

この法案は、①特別区の「基礎的な地方公共団体」としての位置づけ、②大都市の一体性・統一性の確保に配慮した特別区の自主性・自律性の強化③都から特別区への事務の委譲、を3本の柱としています。

今回は、①特別区の「基礎的な地方公共団体」としての位置づけ、について説明します。

●「市町村優先の原則」

今回の改正により、地方自治法には、新たに第281条の2として、「広域の地方公共団体」である府県と「基礎的な地方公共団体」である市町

村の役割分担の規定に準じて、都と特別区の役割分担の原則に関する規定が設けられることとなりました。

府県と市町村の役割分担については、「市町村優先の原則」というものがあります。市町村が住民に最も身近な立場から、優先的に事務を処理するものとされ、府県の処理する事務は、統一的な処理を要するものなど、広域的な立場で処理すべきものに限定されています（地方自治法24・VI）。

この規定は、昭和31年の地方自治法改正により定められたものですが、府県と市町村の実態に即した姿を法の上に明記したものであるといえます。

●都区の役割分担の明確化

特別区は、実態的には、「基礎的な地方公共団体」としての役割を果たしていますが、これ

までの都と特別区の役割分担については、法的には、明確な基準がありませんでした。したがって、特別区の区域において、新たな事務が生じた場合、都は、市町村事務であっても、任意に行うことが可能でした。

今回の第281条の2の規定により、都区の実態に即した姿が法に明記され、同時に、都が府県事務のほかに行うことができる市町村事務は、消防、上下水道など、大都市行政の一体性・統一性の確保のため、都が行うことが必要と認められるごく一部の事務に限られることとなります。

すなわち、特別区は、名実ともに、市町村と同様に、住民に最も身近な「基礎的な地方公共団体」として、優先的に事務を処理することとなります。

今回は、この法律の二本目の柱、②大都市の一体性・統一性の確保に配慮した特別区の自主性・自律性の強化、について説明します。

●はじめに

特別区の区域は、狭隘な地域に人口が高度に集中している大都市地域であり、歴史的沿革から一体的、統一的な大都市経営が求められてきました。

しかし、800万区民のための民主的な行政は、憲法の要請であり、各区の自主的・自律的な行政運営のためには、都の内部団体としての制約を払拭し、特別区を大都市制度の中の基礎的自治体として、その性格を明らかにする必要があります。

大都市の一体性・統一性の確保と、特別区の自主性・自律性の強化とは、一見矛盾するよう思われます。今回の改正法は、この二つの相反する要請を考慮し、その均衡を保った一つの到達点といえます。

●特別区の自主性・自律性の強化

今回の改正では、地方自治法上、都の内部団体的性格に由来する特別区の各種の特例や税財政制度の改正により、特別区の自主性・自律性が強化されます。

①地方自治法上の特例の改正

・廃置分合、境界変更手続の改正

特別区の廃置分合、境界変更については、発議権が特別区になく、都知事にあります。これを、市町村と同様に、特別区が発議権を持つこととしました。

なお、都区制度は、一体的な大都市地域を前提としているため、市が特別区となることはあっても、特別区が周辺市町村を合併し、市になるなど、現在の23区の地域内から分離・独立することはできません(281条の3～5)。

・区長委任条項の廃止

都知事の事務のうち、特別区の区域内に関するものは、都の規則で、必ず特別区の区長に委任し管理執行させる、これが現行の区長委任条項の根拠規定の主旨です(旧281条の3Ⅲ)。

この規定は、特別区が都の内部団体と位置づけられた、昭和27年の地方自治法改正のときに設けられた制度です。この規定を廃止し、都知事から区長への事務の委任は、市町村同様に第153条第2項によることとします。

・調整条例の廃止

「都は、条例で特別区の事務について特別区相互の間の調整上必要な規定を設けることができる」とされています(旧282条1)。

事務調整条例について定めたこの規定は、都が基礎的自治体である以上、内部団体である各特別区間の事務がばらばらでは、都が責任を果たせな

いという趣旨の理論的帰結でもありました。独立対等の自治体となる特別区について、この制度の存在理由はなくなり、規定の廃止は、当然のことといえます。

このように、地方自治法上の各種の特例を廃止することで、都の内部団体的性格が払拭され、特別区の自主性・自律性が強化されます。

※「地方自治法等の一部を改正する法律」は、4月30日、参議院においても可決され、5月8日付けで公布されました。

地方自治法上の特例の中には、特別区の都の内部団体的性格を払拭し、その自主性・自律性を強化しつつ、大都市の一体性・統一性の確保の要請に因應するため、都区間の調整を図るしくみとして存置されたものがあります。

・都知事の助言・勧告の存置

事務調整条例など都の内部団体的特例が廃止され、特別区の自主性・自律性が強化される一方、大都市の一体性・統一性を確保する必要があるという観点から、都の非権力的な関与である都知事の助言・勧告に関する規定が存置されました。

・都区協議会の存置

都区協議会も、大都市の一体性・統一性の確保のため必要な特例として存置されますが、新しい「都」と、新しい「基礎的な地方公共団体」となる特別区が独立の自治体として、対等に協議する場にふさわしい運営がされるものと考えられます。

■税財政制度の改正

税財政制度に関しても、大都市の一体性・統一性の確保の要請に配慮しつつ、特別区の自主性・自律性を強化する改正がされました。

・財調制度の改善

都区財政調整制度（以下、「財調制度」という。）に関しては、特別区が都に依存しがちになるとされていた「総額補てん制度」と、課税自主権の面から問題があるとされていた「納付金制度」が廃

止されることとなりました。

これは、改革後においても、都区間の事務配分の特例の存在や、特別区間の行政水準の均衡化の要請に対応して、都区間及び特別区間の財政調整を引き続き行う必要があることから、財調制度そのものは存置しつつ、特別区の財政運営の自主性・自律性を高める観点からの改正を行うものです。

一方、これまで、財調制度については、「調整上必要な措置を講じなければならない」ことが法律に規定され、財調制度そのものの形は、すべて政令に委ねられていました。

今回の法改正では、現行と同様の3税（固定資産税、特別土地保有税、市町村民税法人分）を調整財源として、その一定割合を「特別区がひとしくその行うべき事務を遂行できるように」都が特別区に交付するものであることなど、財調制度の基本的事項が法律上明確に規定されることとなりました。

このような改正を通じて、財調制度は、地方交付税制度と並ぶ、法律上の財源保障制度としての地位を確立したことになります。

今後は、特別区の財源保障を行いながら、都と特別区それぞれの財政運営の自主性あるいは責任関係が明確になっていくことが期待されているといえるでしょう。

・固有財源の拡充

都に留保されている市町村税等のうち、特別区に移譲できるものは可能な限り移譲するという観

点から、鉱泉浴場所在の市町村が課する入湯税、ゴルフ場所在の市町村に交付されるゴルフ場利用税交付金、空港関係市町村に譲与される航空機燃料譲与税が移譲されることとなりました。

・税財政関係の特例の改廃

特別区の法定外普通税の新設・変更に関する都の同意の廃止、特別区の起債制限に関する都の課税状況との連動要件の緩和、特別区たばこ税を都が賦課徴収する特例の廃止が行われました。

■その他の特例の見直し

特別区の国民健康保険事業について、都が保険料等を調整する特例が廃止されました。

都区制度改革関連法について説明してきたこのシリーズは、今回が最終回となります。

今回は、この法律の三本目の柱である「都から特別区への事務の委譲」について説明します。

● 都区の役割分担の原則の法定

今回の法改正では、都と特別区の法的性格が条文上明らかにされるとともに、都道府県と市町村に準じた形で都と特別区の仕事配分の原則が明確に定められました。

特別区は、市町村同様に、住民に身近な立場から、都に優先して仕事を処理することとなり、清掃事業等住民に身近な仕事は都から特別区へ委譲されることとなりました。しかし、消防、上下水道等大都市地域における行政の一体性・統一性を確保するため、都に一体的に処理させる必要がある仕事については、都に留保されることとなりました。

● 一般市（長）事務の移管

今回の法改正により、特別区は、一般市（長）の仕事のほとんどを処理することとなりました。これにより、清掃事業など住民に身近な仕事は都から特別区へ移管されることとなりました。

① 一般廃棄物の収集・運搬・処分

いわゆる清掃事業の移管のことです。清掃事業は、住民生活に密接に関連する事業で、市町村が処理すべき仕事です。「基礎的な地方公共団体」

となる特別区が、住民に身近な立場で、住民の意見を反映しながら、リサイクル事業と連携するなどして処理することが必要です。ごみの問題について、特別区が一貫して責任を持って取り組むため、一般廃棄物の収集・運搬・処分のすべてが、特別区に移管されることとなりました。

あわせて、これに関連する「浄化槽法」等3法に規定する仕事についても特別区に移管されます。

② 教育委員会の処理する仕事

市町村の教育委員会が処理すべき仕事の一部を特別区にあっては都の教育委員会が処理すると定めた地方教育行政の組織及び運営に関する法律第59条が削除されました。

この結果、幼稚園教員の採用その他の仕事、教育課程・教科書等の取扱、県費負担教職員の内申権などの仕事は特別区に教育委員会に移管されることとなりました。

● 保健所設置市（長）事務の移管

特別区は、昭和50年に保健所が移管されて以来、保健所設置市（長）の仕事の多くを処理してきました。

しかし、他の保健所設置市（長）が処理しているながら、特別区の区域では、都に留保されている仕事がありました。今回の改正では、そのうち、次の仕事は特別区に移管され、保健所設置市（長）の仕事の権能が拡充されます。

- ① 化製場等の規制に関する仕事
- ② 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する仕事
- ③ 浄化槽法に関する仕事

● 移管の範囲が政令に委ねられた仕事

次の仕事については、移管の範囲が、政令に委ねられていますが、まだ政令が制定されていないので、移管の範囲は、明確にされていません。

- ① 都市計画決定に関する仕事
- ② 食品衛生に関する仕事
- ③ 特定建築物に対する立入検査等に関する仕事
- ④ 建築基準法に関する仕事
- ⑤ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める環境衛生指導員に関する仕事

● 「政令で定める市」等への適用

特別区には、一般市の仕事に関する規定は適用されていますが、「政令で定める市」等、特定の市に関する規定は、「特別区を含む」などの記載がない限り、適用されていませんでした。今回の改正で、温泉法等5法について、「特別区を含む」などの記載を加えることにより、特別区が対象に含まれることとなり、一般市と同じ扱いとなりました。

以上のように、仕事権能が拡充されることで、特別区は、住民に身近な「基礎的な地方公共団体」として、責任ある行政を展開することができます。

うになります。

今回の法改正は、平成6年に都と特別区で合意した「協議案」をベースとしています。都と特別

区は、自らの発議による制度改革の実現を自らの責任のもとに達成させる必要があります。

また、この法律の成立の際付せられた附帯決議

にもうたわれているように、住民生活に支障を来さないよう、特別区は、体制整備に万全を期さなければなりません。

都区制度改革関連法

参議院でも可決され成立

平成10年5月

No.98

4月30日、都区制度改革関連法案の審議が参議院地方行政・警察委員会及び本会議において行われ、ともに全会一致で可決されました。この法律は、5月8日付けで公布され、特別区の悲願がようやく実現することとなります。

しかし、平成12年4月の施行日までに解決しなければならぬ課題は、多く残されています。住民生活に支障を来さないためにも、特別区は、体制整備に万全を期さなければなりません。

◆都区制度改革関連法案、参議院で可決・公布

4月9日に衆議院を通過した、都区制度改革関連法案である「地方自治法等の一部を改正する法律案」について、4月30日、参議院地方行政・警察委員会において審議が行われました。

当日は、7人の委員が質疑に立ちました。この質疑と答弁を通して、先の衆議院で確認されたことのほかに、次のようなことが新たに確認されました。

●今回の改革は、過去の自治権拡充の動きに沿ったものであり、現行制度の中で大都市の一体性・統一性の確保と特別区の自主性・自律性の強化を図った、一つの到達点である。

●大都市制度としての都区制度は万全のものとは考えない。今後も地方分権の推進をふまえ、経験を積みながら、社会情勢を見極め、十分な議論を尽くし、万全を期するべきものである。

●特別区は、「基礎的な地方公共団体」であるが、大都市の一体性確保の見地から権能、税財政の面で特例があるので「特別地方公共団体」である。

●都区財政調整制度は、調整3税の法定化、総額補てんの廃止などの改善を図り、特別区の財源の確保と特別区の財政における自主性・自律性の強化をし、存続する。

●清掃事業の移管にあたっては、円滑な事業運営のため、都区が責任を持って協議し、準備を行うことが必要である。

●今回の改革の背景の一つに地方分権の推進がある。特別区は、すでに保健所設置市や中核市の事務を行っており、地方分権が進めば、さらに充実していくものと考えられる。

●今回の改革で特別区の責任で処理する分野が広がる。特別区は、今まで以上に、行革の観点から、事務の見直し、職員の意識改革などにより、簡素で効率的な体制の整備を行う必要がある。

質疑終了後、この法案は、原案どおり、全会一致で可決され、その際、次の内容の附帯決議を付すことも全会一致で可決されています。

「21世紀にふさわしい地方自治を実現するため、政府は、左記の事項について善処すべきである。

1 都区制度のあり方については、第22次地方制度調査会答申等の趣旨をふまえ、さらに引き続き検討すること。また、大都市制度については、指定都市制度を含め、その適切なあり方を検討すること。

2 地方分権を推進する観点から住民に身近な行政を都から特別区に移譲することの重要性にかんがみ、特別区が基礎的な地方公共団体としての体制を一層確立するよう、さらに行財政面における権限移譲に努めること。

3 都の清掃事業の特別区への移管に際しては、関係者において事業の運営のあり方及び職員的身分取扱い等について特段の慎重な配慮が必要であることにかんがみ、政府においても、その円滑な実現のための協力を惜しまないこと。右決議する。」

この法案は、同日行われた参議院本会議におい

でも、全会一致で可決され、成立しました。

成立した法律は、5月8日、「地方自治法等の一部を改正する法律」として公布され、同日付けの官報に掲載されています。

◆特別区に残された課題

特別区が50年以上にわたって続けてきた自治権拡充運動は、大きな成果を得ることができ、特別区の長年の悲願が成就します。

しかし、清掃事業の円滑な移管のためには、事業実施に不可欠な車庫整備や事業運営のあり方などの課題を、必ず、平成12年4月までに解決しなければなりません。

また、新しい都区財政調整制度の構築についても、都区間の協議を早急に進める必要があります。

特別区が「基礎的な地方公共団体」になることは、住民に対し負わなければならない責任がこれまでよりもはるかに重くなることを意味します。

法の施行までの2年足らずという限られた時間の中で、特別区は、法制的にも実態的にも「基礎的な地方公共団体」としてふさわしい、新生「特別区」の体制整備を急がなければならないのです。

地方自治法等の一部を改正する法律の可決成立に伴い改正される法律

- 地方自治法 ○地方財政法 ○地方税法 ○航空機燃料譲与税法
- 市町村の合併の特例に関する法律 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 「地方自治法の一部を改正する法律（昭和49年法律第71号）」
- 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業の合理化に関する特別措置法
- 浄化槽法 ○水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ○教育公務員特例法
- 義務教育緒学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法
- 義務教育緒学校の教科用図書の無償措置に関する法律
- 国民健康保険法 ○地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律
- 大気汚染防止法 ○水質汚濁防止法 ○公職選挙法
- 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法
- 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ○温泉法 ○都市計画法

清掃事業の区移管 即戦力の育成をめざして

平成10・11年度の清掃局への派遣研修

平成10年6月

No.99

平成10年4月30日、都区制度改革に関する「地方自治法等の一部を改正する法律」が参議院で可決され、5月8日公布されました。

特別区は、清掃事業を円滑に受け入れるため、平成6年度から、9年度まで延べ91名の職員を清掃局に派遣し、研修を実施してきましたが（図表参照）、清掃事業の区移管を目前に控えた平成10・11年度の派遣研修は、これまでとはその位置づけが異なります。

◆9年度までの派遣研修

各区の移管準備が本格化する平成9年度末までは、「移管準備担当職員」の育成を派遣研修の目的としていました。

研修生は、清掃事業の基本計画策定などを所管するごみ減量総合対策室や作業部などの本庁、及びごみの収集・運搬といった清掃作業を行う清掃事務所などの出先機関に派遣され、さまざまな実務経験を積んできました。

また、その外にも清掃局が実施する集合研修や現場収集などの体験研修も受けてきました。

（注）平成6年度から9年度までの派遣研修の成果は、4冊の報告書にまとめられています。

◆平成10、11年度の派遣研修

平成10年4月からの派遣研修についても、派遣

先は、これまでと同様、東京都清掃局の本庁と出先機関です。

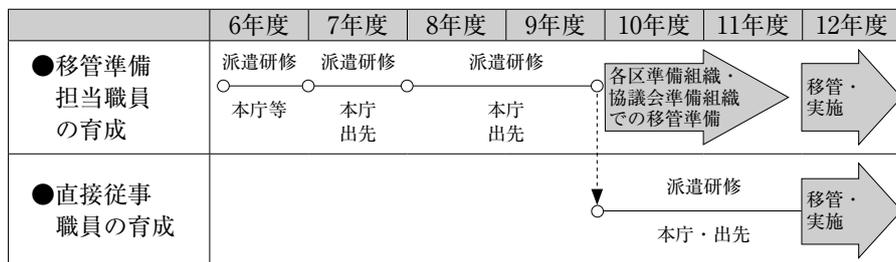
しかし、平成12年4月からの区への移管に備え、即戦力として清掃事業に直接従事する職員の育成を目的としています。

また、派遣期間については、平成10・11年度にわたる2年間となっています。

今回の法改正により、特別区は平成12年4月1日から基礎的自治体として位置づけられ、清掃事業については、特別区の事務として責任をもつこととなります。

今後とも清掃事業の円滑な移管に向けて、万全の態勢で取り組んでいかなければなりません。

清掃事業移管に係る人材育成計画について（平成7年12月15日区長会了承）から抜粋



平成10年度資源回収モデル事業開始される

平成10年6月

No.99

6月2日、東京都清掃局から都区リサイクル推進協議会に「平成10年度資源回収モデル事業の実施」について報告がありました。

昨年9月に同協議会に提案がなされ、各区と清掃局とで協議を進めてきた結果、平成9年度から実施してきた6区の一部地域を継続し、新たに江東区及び葛飾区の各一部地域に拡大して実施するというものです。

☆平成10年度資源回収モデル事業の概要

(1) 実施目的

都民が参加しやすく効率的な資源回収の実施に努め、あわせて、新たなごみ収集体制の確立を図る。

(2) 実施内容

週1回の資源回収の日を設定し、可燃ごみ収集を週3回から2回に変更する。

(3) 実施地域

ア 平成9年度からの継続地域は引き続き実施。
イ 平成10年度の新たな地域

江東区及び葛飾区の一部地域は準備が整ったところから順次実施。

品川区のうち、品川清掃事務所管内の全域（約8万9000世帯）は6月1日から実施。

(4) 世帯数

約12万4000世帯を予定（平成9年度は約3万7000世帯）。

(5) 回収品目

古紙（新聞、雑誌、段ボール）、びん、缶の3品目。

(6) 回収方法

古紙については、3種類に分けて回収し、びん・缶については、実施区の実情に応じて、びんと缶を一緒の袋に入れて回収する方法や、コンテナを利用した回収方法など複数の方法で実施（詳細は、下表参照）。

☆今年度事業の特色

前年度と比較すると次のような特色があります。

(1) 実施地域の拡大

新たに江東区及び葛飾区の一部地域が実施される。品川区では、品川清掃事務所管内全域に拡大。

世帯数で約8万7000世帯増、前年に比べ3・4倍となる。

(2) 民間委託の検証

びん・缶の分別コンテナ方式（B方式）において、回収業務を民間委託し、その検証を行う。

(3) CⅢ方式の導入

びん・缶別袋に入れて排出されていたものを平

平成10年度 資源回収モデル事業の区・清掃事務所別計画

区	事務所	開始時期	世帯数	排出方法（びん・缶）	回収方法
港	港 東	H9.7.14	3,400	びん・缶分別コンテナ方式（B）	同一平ボディー車で回収
	港 西		2,000		
江 東	深 川	調 整 中	調 整 中	びん・缶分別コンテナ方式（B） 回収・運搬は民間委託	同一平ボディー車で回収
	城 東				
品 川	品 川	H9.6.1 全域拡大 H10.6.1	(2,000) ↓ 89,000	びん・缶分別袋方式（コンテナ排出も可）（CⅢ）	びん一平ボディー車で回収（コンテナ使用） 缶一新小型特殊車で回収
			荏 原		
渋谷	渋谷	H9.6.23	3,900	びん・缶混合袋方式（A）	新小型特殊車で混合回収
練 馬	練 馬	H9.6.23	10,000	びん・缶分別コンテナ方式（B）	びん一平ボディー車で回収 缶一新小型特殊車で回収
足 立	足立東	H9.6.23	2,700	びん・缶分別コンテナ方式（B）	同一平ボディー車で回収
	足立西		3,400		
葛 飾	葛飾西	調 整 中	調 整 中	びん・缶分別コンテナ方式（B） 回収・運搬は民間委託	同一平ボディー車で回収
江戸川	江戸川	H9.6.23	2,800	びん・缶混合袋方式（A）	新小型特殊車で混合回収
	小 岩		2,300		
	葛 西		2,300		

8区世帯数計 約124,000 ※現在調整中の江東区及び葛飾区分は含まない。

〈注〉 は、平成10年度に新たに拡大する事務所を示す。

ポディー車で回収する方式（CⅡ方式）を、缶
については、新小型特殊車で回収する方式に変更
し、品川清掃事務所管内で実施。

(4)リターナブルびんの店頭回収ルートの仕組みづ くりとその検証

袋によるびん・缶混合回収方式（A方式）で実
施する地域において、リターナブルびんの店頭回
収ルートの仕組みづくりを行い、検証を行います。

☆平成9年度資源回収モデル事業の検証結果

「平成9年度資源回収モデル事業の最終まとめ」
によると、検証課題の「週1回の資源回収の日」
の設定については、住民の意識、ごみの減量効
果、リサイクル促進効果の各分析項目が良好な結
果で、大半の住民の理解を得られたと分析してい

ます。

リターナブルびんに関しては、資源の中に禁忌
品やごみが混入し、残さにならないようPRが重
要としています。

回収方法の評価については、「袋によるびん・
缶混合回収方式は、都民の意識を低下させ、リター
ナブルびんを活かさない方式であるため資源循環
型社会に逆行する」、「行政と民間とのコスト比較
をすべきである」等の意見が寄せられました。

このため、都では、平成10年度に多面的に検証
を行い、判断することとしました。

☆これからの課題

都区制度改革関連法が可決成立し、平成12年4
月の清掃事業の区移管に向けて、清掃事業とリサ

イクル事業との整合性を図るべく都区が連携協力
していかなければなりません。

都区で策定した「第3次リサイクル推進計画」
でも「分別回収については、各区の取組をふまえ、
都区で調整を図りながら、平成11年度中には、回
収地域を拡大し、全世帯を対象に資源回収をめざ
す」こととされています。

今後に予定されている平成10年度資源回収モデ
ル事業の検証結果に注目しながらも、各区の実情
に応じた、具体的な検討を都区間で早急に行つて
いく必要があります。

都区制度改革関連法成立 平成12年4月の実現へ！

平成10年6月

制度改革
特集号

都区制度改革関連法が第142回通常国会において可決され、5月8日、「地方自治法等の一部を改正する法律」として公布されました。平成12年4月1日、半世紀にも及ぶ自治権拡充運動が結実し、特別区の悲願が実現することとなります。この改革により、特別区は、法律上も区民に対し第一義的な責任を負う「基礎的な地方公共団体」となります。特別区は、この都区制度改革の趣旨をふまえ、区民の意向に沿った行政を展開し、より一層住民福祉の向上を図っていくこととなります。

◆特別区の自治権拡充運動の集大成

今回の都区制度改革は、半世紀にも及ぶ特別区の自治権拡充運動の集大成といえます。

昭和22年の地方自治法制定の際、特別区は、原則として市と同一の権能を持つ「基礎的な地方公共団体」とされてきました。

しかし、昭和27年の地方自治法の改正により、特別区は、大都市行政の統一的、効率的処理の要請から、区長公選の廃止、事務の限定列挙など、その権能に大きな制限を受け、「都の内部的団体」として位置づけられ、都が、特別区の存する区域における「基礎的な地方公共団体」とされました。その後、昭和39年、限定的ながら大幅な事務の委譲が行われ、さらに、昭和49年の地方自治法改

正により、区長公選の復活、都の配属職員の廃止等とあわせて、事務権能についても、市並みの自治権が付与されるに至りました。

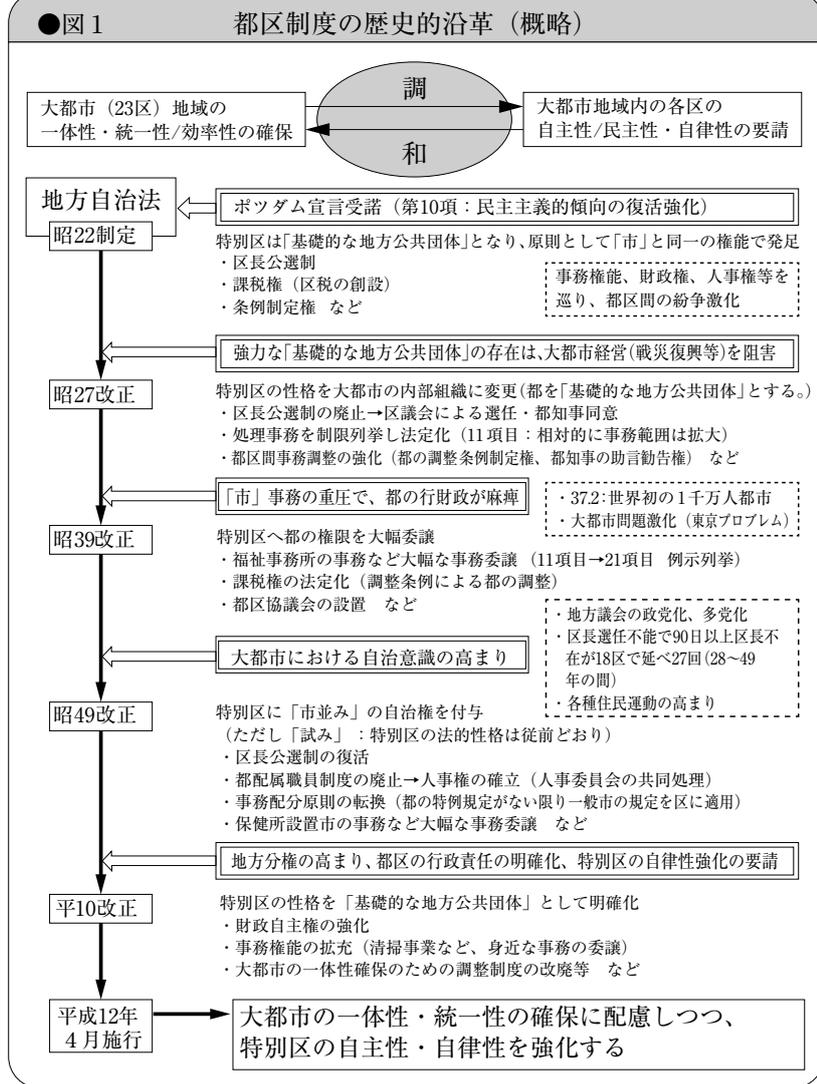
しかし、なお特別区の位置づけは、「都の内部的団体」とされたままでした。

このため、都区の役割分担や住民に対する行政責任が不明確であること、特別区の自主性が阻害されていること、

都が広域的立場から大都市行政に徹しきれないことなど、問題が浮き彫りになってきました。

これらを解決するため、特別区は、「基礎的な地方公

正により、区長公選の復活、都の配属職員の廃止等とあわせて、事務権能についても、市並みの自治権が付与されるに至りました。



今回の改正法は、大都市の一体性・統一性の確

「共同体」として法的に位置づけられることをめざし、さまざまな運動を展開してきました。この運動が、国や都を動かし、平成2年の第22次地方制度調査会答申を導き、今回の法改正に至ったわけです（図1）。

保に配慮しつつ、①特別区の「基礎的な地方公共

団体」としての位置づけ、②財政自主権の強化をはじめとする特別区の自主性・自律性の強化、③清掃事業など住民に身近な事務の都から特別区への委譲、を3本の柱とし、これらを平成12年4月に一体として実施するものとしています。

これは、第22次地方制度調査会答申をふまえ、平成6年に都区間で合意した「協議案」にほぼ沿った内容となっています。

◆都と特別区の確認

今回の法改正にあたっては、都の労使間の、清掃事業の移管に係る条件整備についての確認が焦点とされてきました。

第22次地方制度調査会答申は、「一般廃棄物の収集・運搬に関する事務の移譲については、住民の理解と協力、関係者間における速やかな意見の一致が望まれる。」としており、国も、「法改正は、条件整備の確認が前提である」「平成12年4月に実施できるという確認を関係者でしていただければよい」との考え方を、国会答弁で示していたからです。

しかし、最終的に、都と特別区が、責任を持つて円滑な清掃事業の移管を行う旨の確認を行ったことで、国は、今回の法改正を決断しました。

また、国は、今回の法改正が都区間で合意した「協議案」を前提としていること、事務の移管は「協議案」に基づき進めるべきであることを、国会答弁の中で明言しています。

都と特別区は、自らの発議によるこの改革の実現を自らの責任のもとに達成させなければなら

いのです。

◆「新生」特別区の課題

今回の法改正により、長年の悲願が成就し、特別区は、「基礎的な地方公共団体」となります。

今後は、制度の細目を定める政令が制定されることとなりますが、特別区としても、平成12年4月の制度改革実現までの間に、今回の法改正による移管事務の受入れや新しい財政のしくみ作りなど新制度の具体化に向け、多くの課題を解決しなければなりません。

特に、清掃事業の円滑な受入れについては、移管のための条件整備である直営清掃車庫の整備も含めて、万全を期する責務があります。

なお、改正法が可決された際、衆参両院の委員会において付せられた附帯決議（別掲）は、清掃事業に従事する職員の身分取扱等について配慮することが必要であること、特別区が「基礎的な地方公共団体」としての体制をなお一層確立するよう努めること等を求めています。

この清掃事業に従事する職員の身分取扱をはじめ、移管事務事業の範囲、新しい都区財政調整制度の細目等については、政令に委ねられているため、今後の検討に際しては、その内容をふまえる必要があります。

◆21世紀へ向けて

今回の都区制度改革は、21世紀にふさわしい地方自治を実現するためのスタートでもあります。

地方自治のあり方が問われる21世紀に向けて、「新生」特別区は、住民福祉の向上のため、大都

市行政の一翼を担い、真の「基礎的な地方公共団体」としての責務を全うすべく、全力をあげて取り組んでいきます。

衆議院地方行政委員会附帯決議 (平成10年4月23日)

政府は、今回の都区制度改革の経緯及び趣旨を関係者に徹底するとともに、東京23区の清掃事業が800万区民の生活に直結した一日たりとも揺るがせにできない事業であることにかんがみ、清掃事業の都から特別区への事務移管について、車庫や清掃工場等の条件整備が促進されるよう十分配慮すること。

また、移管後の清掃事業の運営の在り方や事業に従事する職員の身分の取扱等については、関係者間における協議が促進されるよう配慮するとともに、その結論を尊重するよう努めること。
右決議する。

参議院地方行政、警察委員会附帯決議 (平成10年4月30日)

21世紀にふさわしい地方自治を実現するため、政府は、左記の事項について善処すべきである。

1 都区制度のあり方については、第22次地方制度調査会答申等の趣旨をふまえ、さらに引き続き検討すること。
また、大都市制度については、指定都市制度を含め、その適切なあり方を検討すること。

2 地方分権を推進する観点から住民に身近な行政を都から特別区へ移譲することの重要性にかんがみ、特別区が基礎的な地方公共団体としての体制を一層確立するよう、さらに行財政面における権限移譲に努めること。

3 都の清掃事業の特別区への移管に際しては、関係者において事業の運営のあり方及び職員の身分の取扱等について特段の慎重な配慮が必要であることにかんがみ、政府においても、その円滑な実現のための協力を惜しまないこと。右決議する。

「地方自治法等の一部改正する法律」の概要

この図は、平成 10 年法律第 54 号「地方自治法等の一部を改正する法律」の内容及び、国会における委員会審議の内容に基づき作成したものです。

都市制度改革の主旨

大都市の一体性、統一性の確保に配慮しつつ、特別区の自主性、自律性を強化する。

この法律案は、地方制度調査会の答申にのっとり、大都市の一体性及び統一性の確保の要請に配慮しつつ特別区の自主性及び自律性を強化するとともに、都から特別区への事務の委譲を行い、あわせて都と特別区との間の役割分担の原則を定めるほか、所要の規定の整備を行おうとするものであります。以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

(衆議院地方行政委員会／上杉自治大臣提案理由説明)

現行都区制度の枠組みを維持しながら内部団体性を払拭し身近な自治を確立する

今回の改正は、特別区という現行の枠組みのもとにおいて、大都市行政の一体性というものを確保しながら、特別区の自主性、自律性というものを強化するという意味におきまして一つの到達点であるというふうを考えております。

(参議院地方行政・警察委員会／自治省行政局長答弁)

財政自主権の強化 〈改革の全体像〉

都区間の事務配分の特例の存在や、税源に著しい偏在がある中で特別区間の行政水準の均衡化の要請に対応するため、市町村税の一部の都への留保や、都区財政調整制度などの特例は引き続き設けるが、基礎的な地方公共団体としての特別区の財政運営の自主性、自律性を高める観点から改善を行う。

都区財政調整制度の改善

- 特別区の財政運営の自主性、自律性を高める観点から、都に依存しがちになるとされていた「総額補てん制度」及び課税自主権の面から問題があるとされていた「納付金制度」を廃止する。
- 財調制度の基本的事項（目的、交付金の財源、配分基準等）を明確に規定することにより、法律上の財源保障制度として確立する。

固有財源の拡充

- 都に留保されている市町村税等のうち、特別区に移譲できるものは可能な限り移譲する。
 - ・入湯税・ゴルフ場利用税交付金・航空機燃料譲与税

特例の改廃

- 財政運営の自主性・自律性を高める観点から特例の改廃を行う。
 - ・法定外普通税の新設・変更に関する都の同意の廃止
 - ・起債制限に関する都の課税状況との連動の緩和
 - ・特別区たばこ税を都が賦課徴収する特例の廃止

大都市の一体性確保のための調整制度の改廃等 〈改革の全体像〉

○大都市の一体性確保のための調整制度は存置しつつ、特別区の自主性、自律性を強化する観点から特例の改廃を行う。

存置	・都知事の助言 ・都区協議会
改正	・廃置分合、境界変更の手続（発議権の付与）
廃止	・事務に関する都区間による調整制度 ・国民健康保険に係る都条例による調整制度

基礎的な地方公共団体への位置づけ

- 特別区は基礎的な地方公共団体として、住民に身近な行政を都に優先して処理する。
- 法制度上都から独立する。都の関与（内部団体的）の廃止

「市町村優先の原則」の適用

- 都区の役割分担の明確化
- 住民に対する行政責任の明確化

特別区の在る区域における二層制の確立

- 都と特別区は、独立・対等の関係となる。

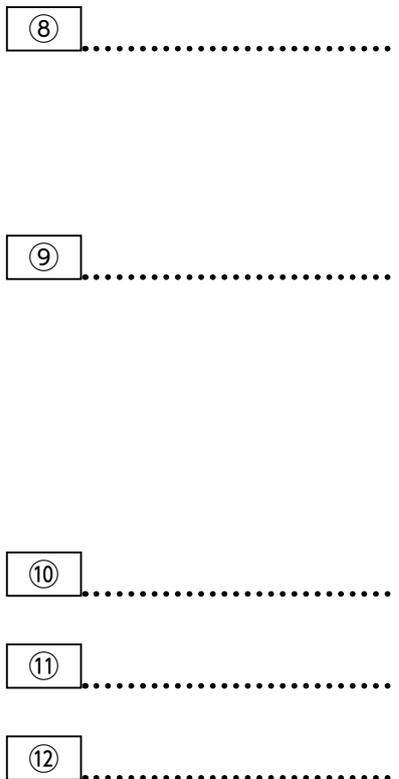
都は広域の地方公共団体に位置づけ

- 都は、特別区の存する区域において、広域的な地方公共団体として、府県事務のほか、大都市の一体性、統一性を確保する観点から必要とされる限度内で、通常市町村が行う事務を処理する。

都区制度、都と特別区という制度につきましては、今お話のございましたように、人口が高度に集中する大都市地域におけるいわば行政の一体性、統一性の確保を目的とした大都市制度という位置づけでございます。

現行の地方自治制度のもとでは、先ほども出ました大都市制度として指定都市制度というものもございますことから、都政というものを施行するにあたりましては、その区域というものが、指定都市制度では対応し切れない規模といたしまして、既存の指定都市を相当上回る数百万程度の人口が狭隘な地域に集中しているといういわば社会的実態というものが一体性を持って存在する、こういうことが必要であると考えております。

(衆議院地方行政委員会／自治省行政局長答弁)

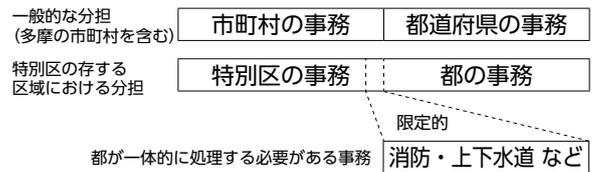


事務権能の拡充 (改革の全体像)

都と特別区の役割分担の原則として、大都市の一体性・統一性の確保の観点から都が一体的に処理すべきであると認められるものを除き、一般的に市町村の行う住民に身近な事務は、特別区が都に優先して処理するということを、法律上明確にするとともに、事務の委譲を行う。

都区の役割分担の原則の法定

○都と特別区の法的性格を表すとともに、都道府県と市町村に準じた形で都と特別区の事務配分の原則を法律上に明確に規定する。



区民に身近な事務の移管等

○住民に身近な事務は、原則として特別区が処理することとし、都が一体的に処理する必要があるために引き続き都に留保するものを除き、都から特別区へ事務委譲を行う。

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第59条の事務
- ・都市計画決定に関する事務
- ・**清掃事業** など

今回の改革につきましては、今お話ございましたが、基本的に、財政自主権の強化を初めとする特別区の自主性、主体性の強化ということ、また、清掃事業など住民に身近な事務を特別区の方に委譲すること、それとあわせて、そういうことによりまして基礎的^①地方公共団体として特別区を位置づける、いわば三つの事柄を一体として改革を行おうとするものでございます。

特別区が基礎的な地方公共団体として位置づけられますと、まず、特別区は、一般の市町村と同様に、住民に身近な地方公共団体ということで、住民に身近な行政を、いわば広域団体である都に優先して行うという役割分担の原則が明確にされるものと考えております。

また、第二点としては、特別区の都の内部団体としての性格というものが払拭^②されますことから、都の内部団体であるということを前提として設けられておりました、いわば特別区に対する都の関与につきましては、地方自治法上の特例措置は廃止するということが、法制度上も都から独立した地方公共団体になるということになります。

さらに、特別区が基礎的な地方公共団体として位置づけられますとともに、特別区の存する区域においては都が特別区を包括する広域の地方公共団体として位置づけられることになりまして、特別区の存する区域においても二層制の地方自治制度がとられる、こういうことに相なる次第でございます。

(衆議院地方行政委員会／自治省行政局長答弁)

⑥

今回の都区制度改革におきましては、自治法上の特別区に係る特例措置を廃止、改正ということ、あるいは、都区に係る税財政制度の改正によりまして特別区の自主性、自律性というものを強化するというにいたしておりますが、大都市としての一体性、統一性の確保に配慮しつつ、これを行うという考え方でございます。

したがって、特別区の、内部団体としての性格に由来する特例、自主性、自律性を阻害するような特例については見直すことといたしておりますが、お話の都区協議会あるいは都知事の助言・勧告権の規定につきましては、今回の改革によりまして特別区の自主性、自律性が強化された場合に、その特別区の事務処理に関しまして、十分な連絡調整を図ることによりまして大都市行政として一体性を確保し、または統一性も確保していくという仕組みとしてはなお重要な機能を果たすのではないかとということで、存置するというにいたしております。

(衆議院地方行政委員会／自治省行政局長答弁)

⑦

特別区が基礎的な地方公共団体としてそういう実質を備えるということで考えてみますと、二つの要件があると思います。一つは、都の内部団体としての性格が払拭されること、もう一つは、原則として、法制度上、住民に身近な事務を処理する地方公共団体として位置づけられること、この二つが必要であると考えております。

今回の制度改革後の特別区につきましては、今ほど大臣から御説明ございましたが、廃置分合、境界変更の発議の権能が特別区に付与される。また、都の調整条例というものの規定が廃止される。またさらに、いわゆる区長委任条項というものが廃止される。さらに都区財政調整制度の見直しが行われ、自主性、自律性の観点からの改正を行うということでございまして、立法面から、また行政面から、また財政面から、いずれにいたしましても、一般の市町村と遜色のない状態に至るということでございまして、都の内部団体としての性格は払拭されるものと考えております。

また、事務の面でも、改革後の特別区に対しましては一般廃棄物の処理に関する事務などが委譲されて、大都市の一体性、統一性の確保の観点から都に留保される事務はございますけれども、一般の市町村が処理する事務は、大半特別区が処理するということになります。こうすることで、特別区は、基礎的な地方公共団体としての実質を備えるということでございまして、いわば自己決定、自己責任ということで、それだけ責任も重いものであると考えております。

(衆議院地方行政委員会／自治省行政局長答弁)

⑧

市町村が処理する事務のうち都はどの部分を担うのか、こういうことにつきましては、今度の改正におきまして都と特別区の役割分担の原則を定めております。特別区の存する区域における行政の一体性、統一性の観点から、要するに、特別区の存する区域を通じて一体的に処理することが必要であるかどうか、必要であると認められる事務に限って都が限定的に事務を担当する、特別区はそれ以外のものを一般的に担う、こういう考え方でございます。

(衆議院地方行政委員会／自治省行政局長答弁)

⑨

大都市行政の一体性、統一性の確保という観点から申し上げますと、例えば消防、上下水道などの事務は引き続き都において処理することといたしております。

(衆議院地方行政委員会／自治省行政局長答弁)

⑩

今回の改正で特別区に委譲される事務のうち、大きなものは今お話のございました一般廃棄物の処理の関係でございます。この収集から運搬から処分、最終処分までの事務が法制度上特別区に移管されるということとございまして、それに伴いましていろいろな、例えば浄化槽の関係のもの、し尿処理施設あるいはし尿処理業者に対する行政権とかいうものがあわせて行われます。

また、教育関係で申し上げますと、特別区のエデュケーション委員会の仕事がほかの市町村と全く同じになっていきます。例えば、区立幼稚園などの教職員の方の任命権等の仕事が特別区に移されていく、あるいは教科書の採択とか配付の関係の仕事も移っていく、こういうことでございます。

また、保健所の関係の仕事も、大都市の一体性ということで都で留保して都の方がやっておりましたものうち、例えば、化製場の関係とか有害物質を有する家庭用品の規制の関係とかいったものを今度は特別区の方で行っていくということになります。

(衆議院地方行政委員会／自治省行政局長答弁)

⑪

今回の改正に伴います事務事業の移管につきましては、基本的には平成6年に都と区でまとめた協議案、これに基づきまして進めるべきものというふうに承知をいたしております。

具体的な方式、やり方につきましては、都と特別区において協議しているところでございまして、平成12年に円滑に行われるように努力がなされるものと思っております。

(参議院地方行政・警察委員会／自治省行政局長答弁)

⑫

自治省といたしましても、移管後において清掃事業が円滑に実施できるような条件が整備されることが必要であると考えております。都と特別区においては、平成12年4月の移管の時期までに、清掃車の車庫の整備などに最大限の努力を行うこと、仮に整備等が整わない区がある場合においても清掃事業を円滑にできるように必要な措置を講じること、このようにしているというふうに承知をしておきまして、自治省としても、都と特別区が責任を持って円滑な清掃事業の移管を図っていくものと認識をいたしているところでございます。

(衆議院地方行政委員会／自治省行政局長答弁)

清掃事業の特別区への移管

都区制度改革により、特別区は、「基礎的な地方公共団体」として、住民に身近な事務を処理します。

清掃事業は、今回特別区に移管される事務事業の中で、最も規模が大きく、日々の住民生活に密着した事務事業です。

平成12年4月から、特別区が実施する清掃事業は、図2のようになります。これは、都と特別区の間で合意した「協議案」に基づいています。

◆清掃事業移管に必要な体制整備

特別区は、法制的にも実態的にも、住民に身近な事務である「清掃事業」を実施するため、平成12年4月の制度改革の実施までに、清掃事業を受け入れることのできる体制を確実に整備する必要があります。

まず、移管の条件とされていた直営清掃車庫（清掃事業所）の整備は、事業主体となる特別区が必ず達成しなければなりません。

昨年12月22日に、特別区と都の間で合意した「都から特別区への清掃事業の移管に関する確認書」では、移管条件である車庫整備が整わない場合、都と特別区において協議の上、必要な措置を講ずることとされています。

現在、車庫の未設置又は不足する13区は、平成12年4月の車庫の稼働に向けて着実に整備を進めています。

各区とも、すでに車庫整備用地を確保し、建設のための設計を進めており、早い区では今年7月

から建設に着手する予定です。

一方、国は、都と特別区の間において、清掃事業の円滑な移管がなされると判断し、今回の法改正に踏み切ったという経緯があります。

したがって、都と特別区は、円滑な清掃事業の移管を実現するための体制整備を、平成12年4月の制度改革の実施までに、確実に達成する責務があります。

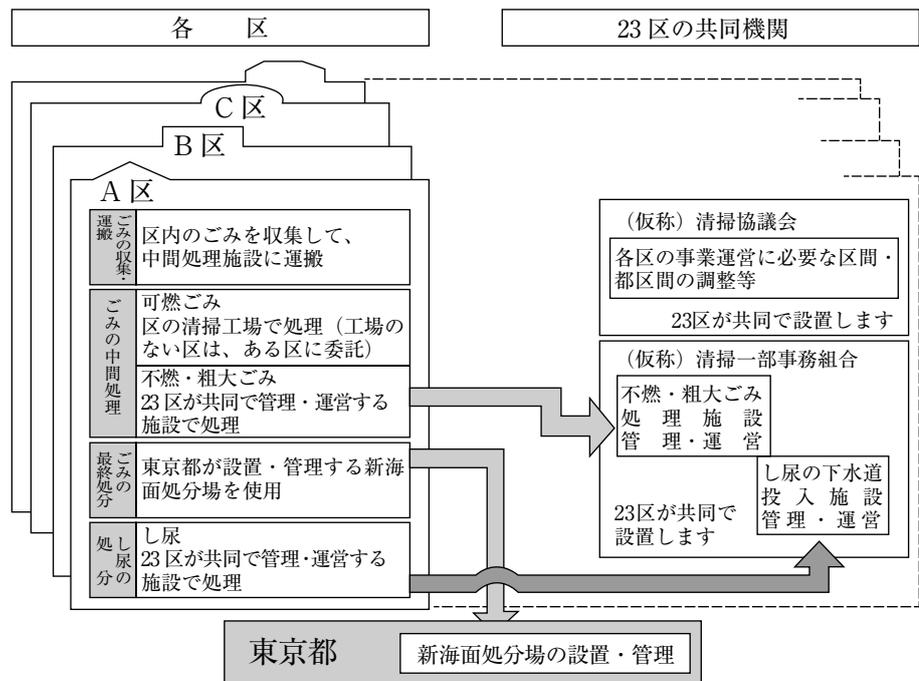
◆清掃事業の円滑な移管のための人材育成

特別区は、清掃事業の円滑な運営の担い手としての人材の育成を行っています。

平成6年度から昨年度まで、都清掃局へ延べ91名の職員を派遣し、研修を実施してきました。

移管を2年後に控えた今年度からは、平成12年度以降の清掃事業に携わる即戦力としての職員の育成を目的として、技術系職員を含む53名を派遣し、研修を実施しています。

●図2 移管後の特別区における清掃事業の運営形態
(一般廃棄物の収集から最終処分)



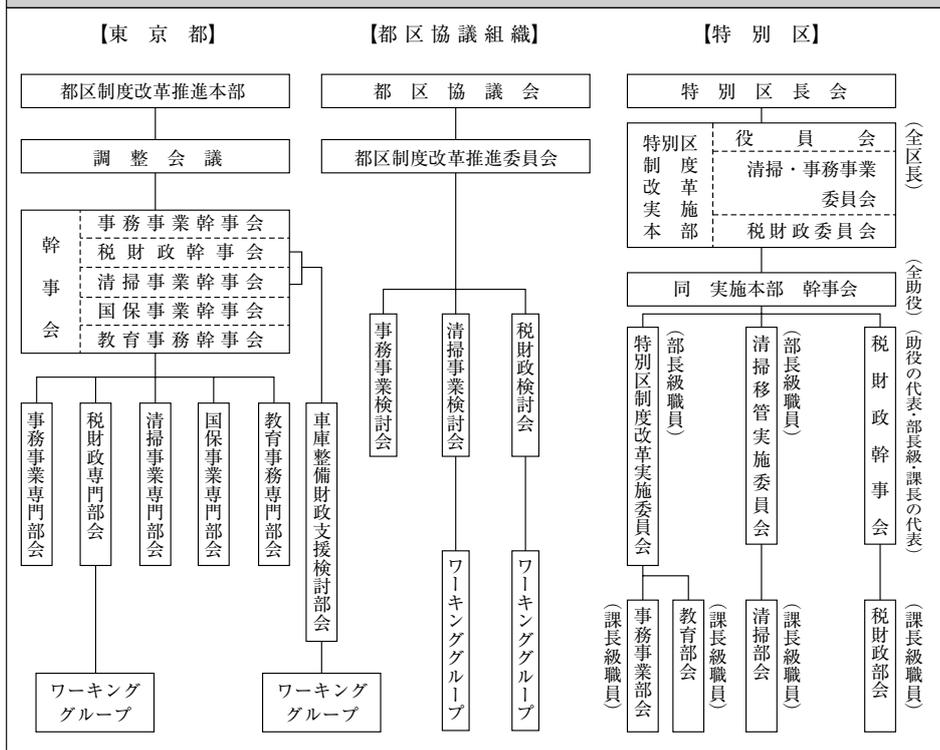
清掃事業の移管後は、各区が区内のごみ収集から最終処分のすべてを担当します。しかし当面、不燃・粗大ごみ処理施設と、し尿の下水道投入施設は、23区でつくる(仮称)清掃一部事務組合で管理・運営します。また、清掃事業の適切かつ円滑な運営に必要な各区間・都区間の調整を行うために、23区で(仮称)清掃協議会を設置します。なお最終処分場は、東京都が設置・管理する新海面処分場を使用します。

特別区の今後に向けた取組

◆検討組織の再編

都区制度改革は、法改正によりようやく実現することとなりました。

●図3 都区制度改革検討組織



しかし、特別区は、平成12年4月までの間に多くの課題を解決しなければなりません。制度改革の実施に向け、特別区の検討組織も、本年4月に改編しました(図3)。

清掃事業については、各区において清掃移管担当の部長ポストが置かれたことに伴い、従来の検討組織から部長級の検討組織として「清掃移管実

施委員会」を独立させました。税財政についても、都区間の協議の本格化に対応するため、5名の助役、各区の部長、2名の課長からなる「税財政幹事会」を発足させました。

教育その他の事務事業を所管する

「制度改革実施委員会」とあわせ、それぞれ個別の具体的な課題について、機能的に検討を行う体制が整備されたこととなります。

この新体制のもとに、図4のスケジュールを目安として、検討・協議を行っていく予定です。

●図4 都区制度改革検討スケジュール

年度	月	清掃	教育	その他の事務事業	税 財 政	
10	7	基本的事項の協議・検討	制度の大枠整理	移管範囲等の大枠整理	協議手続等の整理・検証	
	8					
	9					
	10	個別事項ごとに問題点の詳細検討等	個別に検討・協議	移管事務経費の算定方法整理	都区間配分・区間配分に係る具体策の整理・検証	
	11					
	12					
	1					
	2	制度の全体像整理				
	11	4	個別課題の整理			都区間配分区間配分等の調整
		5				
6		制度改革全体方針決定				
7		○各区の体制整備 ○23区共通処理の体制整備	○各区の体制整備	○各区の体制整備	税財政制度に関する最終調整 ●新方式による積算等 ●新方式による財調協議	
8						
9						
10						
11		○引継手続 ○一部事務組合の設立準備 ○清掃事業の試行	○各区の体制整備	○各区の体制整備	12年度のフレームの決定	
12						
1						
2	制度改革実施要綱決定					
3	法施行・新制度実施					
12	4	法施行・新制度実施				

◆清掃事業に関する今後の課題

清掃事業を円滑に受け入れるため検討すべき課題は、多岐にわたっています。

清掃移管実施委員会を中心に、既存の課長級の検討組織である清掃部会と課題毎に清掃部会のもとに設けた四つの分科会において、課題の整理を行いながら機動的に検討を行っています。

また、今後も都清掃局との緊密な連携を図るとともに、都区間の

検討組織である都区清掃事業検討会や都区ワーキンググループにおいて、引き続き精力的に協議を進めていきます。

◆税財政制度に関する今後の課題

税財政制度については、特別区の自主性・自律性の強化を内容とした法改正により、制度の基本原則等が定められました。

今後は、この法律に基づく政令により、新制度の運用の基本が定められることとなります。これと並行して、具体的な運用の詳細に係る部分について、都区間及び区間の会議体で協議し、詰めて

いくこととなります。

特に、都区間の財源配分方法や移管事務経費等の具体的な反映の仕方、改革後の都区財政調整の算定方法などについては、今後精力的に検討を進め、平成12年度の新制度のスタートに間に合わせなければなりません。このため、今年度中に全体像を整理し、平成11年度に新しい方式による算定が可能となるよう準備を進めていくこととなります。

◆事務事業の移管等に関する今後の課題

清掃関連事業を除く事務事業の移管等については、本年7月までに移管範囲等の大枠を確定し、その後は、都の各所管局と特別区の各所管部課長会の間で、個別的な事項についての協議を行うこととなります。その

際、移管範囲等が政令に委ねられている事務に係る具体的な検討は、政令の制定を待って対応することとなります。

ただし、教育事務については、幼稚園教員の人事制度や教科書関係事務など、他の事務事業と比べて検討項目が多いため、制度改革実施委員会教育部会で検討を行うこととなります。

す。

また、国民健康保険事業については、都の調整が廃止されることに伴う対応について、特別区の所管部課長会を中心に都とも協議しながら検討を進めていくこととなります。

平成12年4月1日まで残された時間は、日一日と少なくなっていく予定です。特別区は、住民生活に支障をきたさないよう、清掃事業等38の移管事務事業等（別表）の受入れに万全を期して取り組んでいかなければなりません。

●別表		移管事務事業等の範囲	
区分	No.	事務事業名	
法令改正によるもの	一般市（長）の事務	1	都市計画決定に関する事務
		2	地教法第59条の事務
		3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の事務
		4	浄化槽法に関する事務
		5	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に関する事務
		6	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に関する事務
	保健所設置市（長）の事務	7	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事務
		8	化製場等の規制に関する事務
		9	食品衛生に関する事務
		10	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める環境衛生指導員に関する事務
		11	浄化槽法に関する事務
委任によるもの	12	開発行為の許可に関する事務	
	13	宅地造成等の規制に関する事務	
	14	都市計画法における建築等の規制に関する事務	
	15	風致地区内における建築等の規制に関する事務	
	16	緑地保全地区内における建築等の規制に関する事務	
	17	都市再開発法における建築等の規制等に関する事務	
	18	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法における建築等の規制に関する事務	
	19	土地区画整理事業施行区域内における建築行為等の規制に関する事務	
	20	土地区画整理事業の個人施行許可、組合設立許可等に関する事務	
	21	児童福祉に関する事務	
	22	身体障害者の福祉に関する事務	
	23	精神薄弱者の福祉に関する事務	
	24	母子及び寡婦の福祉に関する事務	
	25	墓地、埋葬等の規制に関する事務	
委任等に対応するもの	26	特定建築物に対する立入検査等に関する事務	
	27	建築基準法に関する事務	
役割分担を明確にする事務事業	28	公衆浴場施設確保対策事業	
	29	公営住宅の設置・管理	
	30	特例都道の設置・管理	
	31	都市計画道路の設置	
	32	公園、緑地、広場の設置・管理	
	33	市街地再開発事業	
	34	土地区画整理事業	
	35	夜間、深夜騒音規制	
	36	認定外道路の管理	
	37	公有土地水面の維持管理	
	38	同和対策健康診断事業	

都区制度改革 事務事業の移管に向け本格的な検討を開始！

平成10年7月

No.100

都区制度改革関連法案が、5月8日「地方自治法等の一部を改正する法律」として公布され、特別区は、平成12年4月の事務事業の移管に向け、それぞれの検討組織において、具体的な検討を進めています。

都区事務事業検討会開かれる

6月29日、都区間の検討組織である「事務事業検討会」が都庁において開催されました。この「事務事業検討会」は、「都区制度改革推進委員会」の下、都区の関係部課長で構成され、清掃事業を除くその他の事務事業の移管に係る諸課題を具体的に、専門的に検討する組織です。今回の会議は、平成6年9月の「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」の策定以来、4年ぶり、第11回目の開催となりました。

都と特別区は、事務事業の移管を、今回の法改正のベースとなった「協議案」に基づき進めることを確認し、「協議案」に列挙されている対象事務の移管範囲を決める作業を行いました。

①「法令改正等により移管する事務事業（委任等による対応を協議するものを含む）」については、法律改正により移管の範囲が確定した事務事業と、移管の範囲が政令に委ねられている事務事業に整理しました。前者については、移管に向けた具体的な検討を開始することを確認し、後者については、政令により内容が明らか

にされるまで移管の範囲が未確定ですが、とりあえず「協議案」の合意内容を前提に検討を開始することを確認しました。

②「委任により移管する事務事業」については、法改正により移管されることが期待されたものの、今回法改正による移管が実現できなかったことに伴い、委任により対応するためにその範囲の整理を行い、具体的な検討を開始することを確認しました。

③「役割分担を明確にする事務事業」については、「協議案」により、すでに合意に達している基本的な考え方を再確認し、これに基づき具体的な役割分担の実施に向け、検討を開始することを確認しました。

これらの検討結果は、7月15日に開かれた区長会総会で了承され、区長会は、事務事業ごとに各所管部長会に検討を下命しました。

以上により、清掃、教育関連事業を除く移管等の対象の31事務事業について、都の所管部局と特別区の各所管部長会が、9月末を目前に、移管に向けた個別的、具体的な検討に入ることとなります。

教育部会の検討始まる

教育事務関連については、7月7日、制度改革実施委員会教育部会（第3回）を開催し、これまでの経緯等につき確認し、具体的な検討に入るこ

としました。

清掃事業移管に係る区側検討進む

特別区は、平成12年4月の清掃事業の円滑な移管に向けて、各区清掃事業移管担当の部長級職員で構成される「清掃移管実施委員会」及び課長級職員で構成される「清掃部会」において、鋭意検討を進めています。7月15日の区長会総会において、清掃移管実施委員会から、これまでの検討状況の報告を行いました。

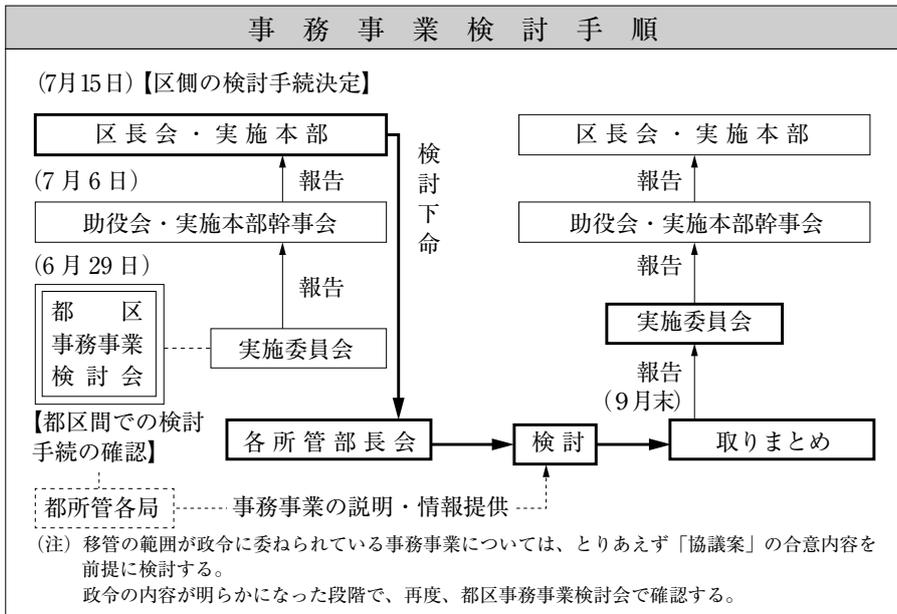
①検討体制について

清掃移管実施委員会では、本年の9月末までを目途に、清掃事業移管に係る制度の大枠の整理に向けて、検討課題の整理を行っていきます。このため、清掃部会内に四つの分科会を設け、「協議案」や、これまでの検討成果をふまえ、機動的かつ効果的に検討を行っていきます。

②検討状況について

具体的な検討課題は、可燃ごみの地域処理の具体的な枠組み、一般廃棄物処理業の許可、平成11年度予算要求項目及び一般廃棄物処理計画の整理等18項目にわたっています。

いずれも、清掃事業の移管を受けるにあたり、基本的かつ重要と思われる課題であり、清掃部会（分科会）において、本年5月末から精力的に検討を行ってきましたが、このほど参考となる論点を、別表のとおり整理しました。



清掃移管実施委員会（清掃部会）では、今後こうした論点をもとに引き続き実務レベルでの検討を行うっていくとともに、都区間の清掃事業検討会及び都区ワーキンググループにおいて精力的に協議を進めていきます。

清掃事業移管に関する区側の検討状況		
基本的課題に関するまとめにおける個別課題（都区清掃事業検討会） 平成10年4月16日区長会了承	清掃移管実施委員会（清掃部会）における検討課題 （特別区）	参 考 論 点
一般廃棄物処理計画に関する整理	①一般廃棄物処理計画の整理 （第4分科会）	スリムプランの施策・事業の点検、ごみ量推計に関する基本方式の策定等
可燃ごみの地域処理等に関する整理	②可燃ごみの地域処理の具体的枠組み （第1分科会）	住民協定等制約条件の整理、試案の検証等
一般廃棄物処理業の許可等に関する整理	③一般廃棄物処理業の許可 （第2分科会）	許可・更新業務の許可業者の負担軽減策、立ち入り検査等指導体制の整理
雇上車両の契約事務等に関する整理	④雇上車両の契約事務等に関する規程等整備 （第3分科会）	各区契約事務規則上整合のとれた契約形態の確立、雇上車両に関する事務の流れについての整理等
地方自治法第252条の2の協議会に関する整理	⑤清掃協議会に関する事項 （第1・2合同分科会）	清掃協議会の設立等
清掃一部事務組合に関する整理	⑥一部事務組合に関する事項 （第1・2合同分科会）	一部事務組合の設立等
し尿処理に関する整理	⑦し尿に関する整理 （第4分科会）	委託処理システムの検討、対象戸数減少への対応策等
清掃事業総合情報システムの継承	⑧清掃情報システムの継承 （第2分科会）	移管前のシステム改修作業、移管後の運用体制等
	⑨その他	
	ア 不燃ごみの処理体制の整理 （第1分科会）	・中継施設の運営方法、中間処理施設取扱い等
	イ 粗大ごみの処理体制の整理 （第1分科会）	・粗大ごみ受付センターの取扱い等
	ウ 事業系ごみの取扱い （第2分科会）	・有料シールの取扱い、手数料減免の取扱い等
	エ 浄化槽関連事項の整理 （第2分科会）	・浄化槽清掃業者の許可の取扱い等
	オ 平成11年度予算要求項目 （第3分科会）	・移管前年度に準備しなければならない項目等
	カ 区別予算算定手法整理 （第3分科会）	・各種計理関係資料の収集・分析等
	キ 契約事務規則との整合性 （第3分科会）	・契約議決金額引き上げの必要性の検証等
	ク 指名業者登録手続き （第3分科会）	・登録手続の推進等
	ケ 分別収集処理計画に関する整理 （第4分科会）	・各区リサイクル施策との整合、排出量・回収量の算定方式等
	コ 地域防災計画に関する整理 （第4分科会）	・がれき・し尿処理のシステム案の作成等

清掃事業移管について

都知事に要請！

平成10年8月

No.101

7月29日午後1時から特別区長会の大場啓二会長（世田谷区長）、神山好市副会長（中野区長）、北本正雄副会長（北区長）が、都庁に都知事（都知事は所用のため、瀬田副知事が対応）を訪ね、都区制度改革の大きな柱の一つである清掃事業の移管について、要請書を手渡ししました（別掲）。

この要請に対し、瀬田副知事から次のような回答（要旨）がありました。

・東京都としても、平成12年4月の都区制度改革の実現は、都区間の緊急かつ最重要課題であると考えている。

・「地方自治法等の一部を改正する法律」が公布され、都区制度改革は、いよいよ実施の局面に入ってきた。平成12年4月からは、特別区が主体となって、清掃事業を担っていくこととなる。

・もとより、清掃事業は、住民の日常生活に最も身近な行政サービスのひとつであり、移管にあたって一日たりとも停滞は許されない。

・清掃事業は、これまでの移管事業と比べても類のない大規模な事業であり、混乱なく円滑に移管していくためには、都区間の緊密な連携が不可欠である。

・移管後の清掃事業については、平成6年9月に都区間で合意した「都区制度改革に関するまとめ」、いわゆる「協議案」の中で大枠が示されている。

しかしながら、「協議案」が作られてからす

に4年が経ち、ダイオキシン問題をはじめ、清掃事業を取り巻く状況は大きく変化している。

・都としては、このような状況をふまえ、清掃事業を特別区に円滑に引き継いでいく立場から、実施に向けた具体的な検討作業を、現在行っている。

・移管後の清掃事業については、特別区が主体となって運営していくことになるが、その円滑な移管のためには、都区双方で情報交換を密にし、協

議を尽くしていく必要がある。今後、移管の実施に向けた協議を早期に始めたいと考えているので、よろしく、ご理解とご協力をお願いする。

なお、ご要請の主旨については、知事にお伝えしたい。

要 請 書

都区制度改革につきましては、多大なご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

今回の改革の大きな柱の一つである清掃事業の移管につきましては、平成12年4月以降、特別区が実施主体となり800万区民に対してその責務を負っていくこととなります。清掃事業は、区民の日常生活に密着した、1日たりとも欠かせない重要な事業であり、混乱なく円滑に事業を引き継ぐことは、都と特別区双方の責務であります。

移管までに、整理・解決すべき課題は多岐にわたっております。特別区は、移管後の責任を果たすため、直営車庫の整備をはじめ「協議案」に基づき必要な準備に全力を挙げて取り組んでおります。

しかしながら、法改正後3か月を経過してもなお、東京都からは移管に向けての具体的な方針の説明もなく、協議も行われておりません。このように進展がみられない状況では、特別区は区民に対して移管後の清掃事業のあり方を説明できず、清掃事業に対する区民の理解と協力が得られないのではないかと危惧しております。

都区双方がその責任を果たし、都区制度改革を真に区民のためのものとするために、下記の事項について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 平成6年9月に都区で合意した「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」を基本に特別区との具体的協議を早急に開始されたい。
- 2 都が特別区における今後の清掃事業のあり方に関し、関係団体に新たな提案等を行う場合は、その内容等について事前に特別区と十分に協議されたい。

平成10年7月29日
特別区長会会長 大場啓二

東京都知事 青島幸男殿

清掃事業移管について

都区協議が開始される

平成10年9月

No.102

清掃事業を円滑に受け入れるため、特別区では部長級の検討組織である清掃移管実施委員会を中心に検討を行っています。こうした中、8月と9月に行われた区長会で東京都から問題提起及び都区協議についての提案がなされ、9月11日には都区協議の場である都区制度改革推進委員会清掃事業検討会が行われました。

◆東京都からの検討申入れ

8月10日に開催された区長会に、東京都からダイオキシン類対策、ごみ量の減少等、協議案以降の状況の変化により、清掃事業移管後ただちに協議案どおりに、収集・運搬から中間処理に至るまでのすべてを各区がそれぞれ実施することについては、種々の問題が生ずることが予想され、協議案どおり特別区に清掃事業を移管した場合の問題点等について、特別区側でも実務的検討を行うてほしい旨の申入れがありました。

これを受けた区長会では、清掃移管実施委員会に対し、実務的な検討に入るよう下命しました。

◆特別区側の検討結果

下命を受けた清掃移管実施委員会では、9月10日の区長会に別掲のとおりその検討結果について報告し、了承を得ました。

◆都区協議の開始

9月10日に開催された区長会総会において、東京都総務局行政部長から「清掃事業の移管に係る今後の検討について」説明があり、都区協議会の下部組織である「清掃事業検討会」で、移管後の清掃事業の具体的な運営形態などについて、速やかに実務的な協議を開始したい旨の提案がありました。

区長会としては、平成12年4月の清掃事業移管を前にして、都区双方が緊密な連携の下、実務的な協議を開始し、移管準備に万全を期す必要があることから、これを了承しました。協議については、清掃移管実施委員会において対応することとなり、これを受け、9月11日には、都区協議会の下の都区制度改革推進委員会清掃事業検討会が開催されました。



清掃移管実施委員会 (9/10)

特別区としては、平成12年4月の清掃事業移管を円滑に行えるよう、今後、都区制度改革検討組織である「清掃事業検討会」及び「都区ワーキンググループ」を中心に、東京都と精力的に協議を行っ

ていきます。

平成10年9月10日
特別区長会了承

協議案どおり実施した場合の問題点について

東京都から提示のあった「協議案を実施する上での検討事項」について、現段階での資料に基づき、また、限られた時間の中で実務的に検討した結果、以下のとおり報告する。

記

- 1 一般廃棄物の収集・運搬について
収集・運搬については、直営清掃車の車庫を整備し、清掃事務所・事業所が各特別区に帰属され、雇上車両の契約等が整えば、現時点で「協議案」どおり実施することが可能と考えるが、なお、資料に基づいて検討を加える必要がある。
- 2 可燃ごみの中間処理について
状況の変化をふまえ、可燃ごみの中間処理の枠組みである地域処理等の実現にあたっては、各特別区のごみ発生量・地域内の焼却能力に基づく搬入調整が基本となる。
搬入調整については、各清掃工場の操業上の制約条件、年間補修計画の整合及び施設整備計画の確保等、日々の調整から年度間にわたっての調整が必要となる。
こうした状況の下、自区内処理が達成されるまでの経過的対応である地域処理については、ルール構築により可能と考えるが、なお、資料に基づいて検討を加える必要がある。
(おわりに)
清掃事業の移管に向けて、現在清掃事業を担っている東京都と移管後事業主体となる特別区が双方の責任で、その準備に万全を期す必要がある。
そのためには、一刻も早く都区双方が緊密な連携の下、実務的な協議を開始し、清掃事業の具体的な運営形態について、検討していくべきである。

都区リサイクル合同シンポジウム 「もう一步先のリサイクル〜それぞれの役割、それぞれの未来〜」 平成10年9月

No.102

23区は、東京都と共催で昨年度に引き続きリサイクルについてのシンポジウムを開催します。今年度のシンポジウムは、私たちの生活に根づきつつあるリサイクルをもう一步前へ進めるため、消費者・事業者・行政がそれぞれの役割を見つめ、それぞれの未来のため、お互いに理解し合うことを目的に行われます。

日時

平成10年10月12日(月)午後1時30分〜4時30分

会場

新宿区立四谷区民センター 9階区民ホール (定員450名)

当日は、生活環境評論家の松田美夜子氏を迎え、「ごみ減量に向けた私たちの役割」と題した基調講演があります。

そして、「これからのリサイクル〜何かできるか、何をすべきか〜」をテーマに、リサイクルを実践している消費者やペットボトル、廃家電品関連の事業者をパネリストに招き、それぞれの立場から報告と討論によるシンポジウムを行います。

清掃事業の区移管を目前に控え、また、リサイクル関連法の整備が進む中で、行政を担う私たちが今、何をすべきかを再認識するきっかけにしたいと考えています。



区移管後の清掃事業 区長会 都の新提案を受け入れず

平成10年10月

No.103

都「収集・運搬・処理・処分」 23区「一括共同処理」を提案

◆都区協議「中間のまとめ」

特別区は、平成12年4月の清掃事業区移管が円滑に行われるよう、都区間の正式な検討組織であ

る「清掃事業検討会」、「都区ワーキンググループ」を中心に、都と協議を行ってきました。

10月9日に開催された都区清掃事業検討会(都区の部長級職員)は、「中間のまとめ」(別掲)を整理しました。

「中間のまとめ」は、区移管後の清掃事業について、都が、収集・運搬から処分までの23区一括共

同処理を提案したことに対し、特別区は、収集・運搬は特別区が直接実施し、中間処理以降については、円滑に実施できる運営形態について引き続き早急に検討していく、との考え方を示したため、都区双方の両論併記という形になりました。

◆区長会への都の「新提案」

同月9日に開催された区長会役員会において、都から区移管後の清掃事業の運営形態についての説明がありました。

都の提案は、ごみの減少、ダイオキシン対策、都区の財政危機など清掃事業を取り巻く環境の変化から経過的な対応として、条件整備達成の成否にかかわらず、区移管後の一定期間、収集・運搬を含めて23区一括で共同処理してほしい、という内容のものでした。

区長会役員会は、少なくとも収集・運搬は特別区が直接行うべきであり、この提案については、断じて受け入れられないものであるとして、説明を聞き置くに止めました。

◆区長会、議長会による要請

区移管後の清掃事業を23区一括共同処理方式としたいとする都の考え方は、今回の法改正の主旨を実質的に反故にするだけでなく、特別区が区民とともに進めてきた清掃事業の区移管のため

らゆる努力をも否定するもので、到底、区民の理解と納得を得られるものではありません。

区長会は、10月12日、会長及び副会長が自治省及び都議会各会派を訪ね、清掃事業の区移管に係る要請書（別掲）を提出しました。

また、同時に議長会も、会長及び副会長が清掃事業の区移管に関する決議書（別掲）をもって要請を行いました。

制度改革の主旨を実現し、区民の負託に応えるためには、特別区は少なくとも収集・運搬を直接

要 請 書

半世紀にわたり特別区が総力をあげ、区民の理解と協力の下に進めてまいりました都区制度改革は、多くの関係者の皆様方の多大なるご尽力により、ようやく平成12年4月に実現する運びとなりました。

今回、特別区に移管されることとなる清掃事業は、特別区制度改革の大きな柱の一つをなすものであり、区民生活に最も密着した1日たりとも揺るがせにできない事業であります。

特に、収集・運搬は昭和39年以来、法上特別区の事務とされてきたものであり、これを各特別区が直接実施することは、今回の法改正の主旨であると考えます。

そのため、特別区は自ら収集・運搬を行うための条件である清掃車の車庫整備に全力を傾けており、平成12年3月には23区に完備することが確実な状況となっております。

一方、都と特別区は、事務の円滑な移管のために協議を重ねてまいりましたが、今般、都は法施行後の清掃事業を23区一括共同処理方式としたい旨の考え方を提示しました。

昨年12月22日、自治省の提案に基づき、都と各特別区は、「平成12年4月からの清掃事業を各特別区が直接実施すること、及び清掃事業の条件整備を確実に達成すること」について公文による自治体間の確認を取り交わしました。今回、都が示した一括共同処理方式の考え方は都区間の確認書に反するばかりでなく、平成9年12月10日の都に対する自治省の提案の主旨にも沿わないものであり、特別区としてはまことに理解しがたいものであります。

また、都の考え方は、「三位一体の改革」とされた今回の法改正の主旨を実質的に反故にするだけでなく、特別区が区民とともに進めてきた清掃事業の区移管の努力をも否定するもので、到底、区民の理解と納得を得ることはできないものであります。

平成12年4月清掃事業の移管を円滑に行うことは、区民に対して都区双方に課せられた使命であり、責任であります。特に、制度改革の主旨を実現し、区民の期待にこたえるためには、特別区としては少なくとも収集・運搬を実施することが区民に対する責任であると考えております。

以上、特別区の清掃事業に対する決意をご賢察の上、貴職のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

平成10年10月12日
特別区長会会長 大場啓二

清掃事業区移管に関する決議

平成12年4月1日に施行となる都区制度改革は、特別区を地方自治法上明確に基礎的自治体に位置付けるものであって、半世紀にわたる特別区の悲願がここに達成されることとなる。

これも、昭和22年12月の23区自治権拡充議員大会以来、23特別区議会が先頭に立ち、区民の深い理解と支援のもとに進めてきた自治権拡充運動の成果であって、真に喜びにたえない。

今回の法改正によって法制的にも実態的にも特別区が処理することとなる清掃事業は、日々の住民生活に最も密着した事業である。特に昭和39年以来、特別区の事務とされてきた収集・運搬はもとより、今回の法改正によって清掃事業は特別区での実施が決定されたものであり、基礎的自治体としての行政責任を果たすため、地域の特性をふまえ、区民の声に耳を傾け、区民と共に創意工夫をこらし、各特別区が直接実施しなければならない事務事業である。

このため、特別区議会議長会は、各議会が清掃事業の運営形態の最終的決定に深く関わっていることに鑑み、特別区長会から出された基本方針をふまえて、各特別区が直接実施すべき事業であることを重ねて表明する。もって、今回の法改正の経緯及び趣旨に従った清掃事業の円滑な移管を実現するため、必要な都区協議が迅速に行われるよう、東京都及び特別区長会に強く要請することを決議する。

平成10年10月8日
特別区議会議長会

実施することが必要です。特別区は、今後も引き続き都と精力的に協議を続けていきます。



自治省松本事務次官（左から2人目）に要請する区長会
会長、区議会議長会会長

移管対象事務事業 大枠が決定！

●移管対象事務事業、区側の考え方をまとめる

7月15日の区長会で、清掃事業、教育事務を除

く31の移管対象事務事業（都市計画決定に関する事務等）に関し、専門的な立場からの検討を下命

されていた建築主管部長会等6主管部長会は各事務事業ごとに次の7項目について整理、検討を行

平成10年10月9日
清掃事業検討会

清掃事業の運営形態に関する中間のまとめ

	「協議案」	東京都の考え方		特別区の考え方
		経過措置	経過措置後	
(1)収集・運搬	各特別区が行う。	移管後の清掃事業を円滑に実施するため、一定期間、特別区の共同処理とする。	各特別区が行う。	各特別区が行う。
(2)中間処理	①可燃ごみ 各特別区が行う。 (経過的対応として地域処理を行う。)	清掃一部事務組合による共同処理を行う。	各特別区が行う。	円滑に実施できる運営形態について、引き続き早急に検討していく。
	②不燃・粗大ごみ・し尿		特別区の共同処理とする。	特別区の共同処理とする。
(3)最終処分場の設置・管理	都が設置・管理する新海面処分場を使用する。	同 左	同 左	同 左

平成10年10月

No.103

いました。

- ① 現行の事務処理方法等
- ② 移管後の事務処理方法
- ③ 移管の対象となる施設
- ④ 移管に当たつての留意点
- ⑤ 整備を要する条例・規則等
- ⑥ 整備を要する事務処理基準・手引き等
- ⑦ その他必要な事項

この検討結果は、10月1日開催の制度改革実施委員会、同月8日開催の区長会総会において報告、了承され、区側における各事務事業の大枠が整理されました。

今後は、都とこの大枠を確認した上で、個別、具体的な事項について、さらに都と協議を行うなど最後の詰め段階に入ります。

●教育事務、一層具体的な検討へ

教育事務については、各関係課長会の代表（合計10名）からなる制度改革実施委員会教育部会において検討してきました。9月28日開催の教育部会でこれまでの検討の大枠の整理が行われ、その内容は、10月1日の制度改革実施委員会、同月8日の区長会総会において報告、了承されました。

今後、次のような教育プロパーの問題については、区長会から教育長会に対し検討が依頼され、教育部門においてさらに具体的な検討を行うこととなります。

- ① 教材の取扱い
- ② 教科書無償給与
- ③ 教科書採択
- ④ 教育課程の取扱い

⑤ 県費負担教職員の服務の監督等

⑥ 県費負担教職員の内申権

なお、区移管後の「幼稚園教員の任用その他の身分取扱い」に係る共通処理の問題は、制度改革実施委員会においてさらに詳細に検討を行う予定です。

また、「各区における指導体制の整備」の問題については、都からの提案を待って、制度改革の検討組織において方針を決めることとなります。今後の都区協議に臨む区側の考え方は以上のとおりです。教育事務に関する検討も、詰めの段階に入っていきます。

もう一歩先のリサイクルをめざして 都区リサイクル合同シンポジウム開催される 平成10年10月

No.103

10月12日（月）、平成10年度の都区リサイクル合同シンポジウムが、新宿区立四谷区民センターで開催されました。

今年度のテーマは、「もう一歩先のリサイクル」それぞれの役割、それぞれの未来」です。消費者、事業者、行政がそれぞれの役割を見つめ、たとえ小さな一歩でも、手を携えて、まず、歩きだそうという願いを込めたものです。清掃事業の区移管をはじめとした都区制度改革を目前に控え、また、容器包装リサイクル法関連規定の整備

が予定されているためか、都区職員、市民の関心も高く、例年以上の参加と熱気に包まれました。

◆基調講演

最初は、生活環境評論家の松田美夜子さんによる基調講演「ごみ減量に向けた私たちの役割」です。

松田さんは、川口市のリサイクル「川口方式」に関わるなど、市民の立場からごみ減量システムの研究を始め、現在、厚生省、通産省の審議会専門委員として、容器包装リサイクル法や家電リサ

イクル法の成立に関わっています。壇上に見慣れたペットボトル、カップ麺、空缶を並べ、リサイクルの必要性や私たちが生活の中で実践できる分別の意味などを生活者の視点でわかりやすく解説されました。

◆シンポジウム

今回のテーマは「これからのリサイクル」何ができるか、何をすべきか」です。パネリストは、リサイクルを実践している消費

者団体代表、ペットボトル・廃家電品関連の事業者です。それぞれの立場から報告が行われるとともに、ペットボトルの回収コスト、回収量などの現状が紹介されました。

ペットボトルを資源として再利用するためには、ごみを排出する消費者、それを一時的な資源として収集・保管する行政がそれぞれの役割を果たし、事業者の自己回収責任を徹底する必要性が指摘されました。

リサイクルが根づきつつある私たちの生活ですが、ペットボトルや廃家電などは、十分に市民意

識が醸成されず、リサイクルシステムの構築が遅れています。私たちの暮らしに一層、リサイクルを徹底させるべきとの問題提起に多くの参加者が領いていました。

そして、最後は、「みどりの夢23」の抽選会で、23区で回収された古紙を再生した23区ブランドのトイレットペーパーが抽選で当たるほか、参加者全員に「メグリン買物袋」がプレゼントされました。新宿御苑のまぶしいみどりに夕闇が迫る頃、それぞれの思いの中で、シンポジウムの幕が閉じられました。



壇上にカップ麺、空缶等を並べ講演する松田講師

特別区清掃事業移管にあたっての基本方針固まる！

平成10年11月

No.104

特別区長会は、平成10年10月26日に開催された臨時総会において清掃事業の特別区への移管にあつた基本方針（別紙1）を了承しました。

これまで特別区は移管後の清掃事業の運営形態については「収集・運搬については、特別区が直接実施する」としていましたが、「可燃ごみの中間処理以降については、円滑に実施できる運営形態について引き続き検討していく」としてきました。

しかし、平成12年4月から清掃事業の移管を受ける特別区としては、一刻も早く移管後の清掃事業の運営形態を定め、都との協議に臨んでいく必要があることから、臨時に区長会総会を開催し、清掃事業移管にあつた基本方針を了承しまし

た。

その内容は、「収集・運搬については、各特別区が直接実施する。可燃ごみの中間処理についても協議案どおり実施することが原則であるが、ダイオキシン対策期間中（平成17年度まで）共同処理を行うこととし、その期間中に協議案どおり地域処理を行うための諸課題を解決する。」というものです。

ダイオキシン対策の実施により、平成17年度までの間、清掃工場の焼却能力が低下し、搬入調整を実施することが困難であることから、その期間は23区一体となつて、共同処理方式により清掃事業を運営していくとするものです。

特別区は、今後、この基本方針に基づき、都区

協議の場である都区清掃事業検討会に臨んでいきます。

なお、これを受けて、特別区長会は10月27日に東京都知事に対して、別紙2のとおり要望を行いました。

特別区長会 都からの再提案に対し、基本方針どおりに回答！

また、11月10日に開催された特別区長会役員会の席上において、東京都からダイオキシン対策等を考慮し、「経過措置として、収集・運搬から中間処理まで一括して共同処理することとし、その場合の経過期間は、少なくとも3年間とする」との提案がなされました。



特別区長会総会 (11/16)

特別区長会としては、東京都からの再度の提案に対して、これまで区民に制度改革の趣旨を説明し、また、区民の理解と協力を得て車庫整備を進めてきた立場から、これまでと同様、「受け入れ難い」との結論に達し、11月16日付けで都知事に対して回答しました。

特別区は、平成12年4月1日以降、区民のために責任をもって清掃事業を実施していくこととなります。

清掃事業の移管まで、あと1年と

(別紙 1)

平成 10 年 10 月 26 日

特別区長会了承

基本方針

平成 12 年 4 月、清掃事業が東京都から特別区に移管されるにあたり、特別区は下記の基本方針により清掃事業を実施することとする。

記

- 1 収集・運搬については、各特別区が直接実施する。そのため、13 区における直営車庫を原則として平成 12 年 2 月までに確実に整備する。
また、清掃事務所・事業所の各特別区への帰属に関する諸準備については、万全を期する。
雇上車両の確保やその他必要な事項につき準備を進める。
- 2 可燃ごみの中間処理についても、協議案どおり実施することが原則であるが、ダイオキシン対策期間中（平成 17 年度まで）共同処理を行うこととし、その期間中に協議案どおり地域処理を行うための諸課題を解決することとする。
- 3 最終処分場の確保については、
 - (1) 各特別区は、今後最終処分場の確保について、それぞれ責任を有することになる。しかし、将来の最終処分場の確保については、7 都県市との関係もあり、23 区が協調して検討していく必要がある。
 - (2) 各特別区は、最終処分場の延命化を図るために、引き続きリサイクルの推進等に努める。

(別紙 2)

要 望 書

都区制度改革につきましては、ようやく平成 12 年 4 月に実現する運びとなりました。特別区長会は、東京都からいただきました格別のご支援に対し、心より敬意を表する次第であります。特に、知事の並々ならぬご尽力に対しては、深く感謝申し上げます。

清掃事業の円滑な移管について、これまで都区間で協議を行ってきたところでございます。その中で、東京都から移管後の清掃事業の運営形態について、一定期間、収集・運搬を含めて一括して共同処理するという内容で、ご提案をいただいたところでございます。

しかしながら、特別区としましては、これまで区民に説明し、また、区民の理解と協力を得て車庫整備を進めてきた立場から、「収集・運搬については、各特別区で直接実施する。また、可燃ごみの中間処理については、協議案どおり実施することが原則であるが、ダイオキシン対策期間中（平成 17 年度まで）共同処理を行うこととし、その期間中に協議案どおり地域処理を行うための諸課題を解決する」ことを、10 月 26 日開催の特別区長会総会におきまして、移管後の清掃事業の運営形態に関する基本方針として、了承したところでございます。

清掃事業を円滑に運営していくためには、百年もの長きにわたり、都民のために清掃事業を実施されてきた都の知識・経験が是非とも必要であります。何卒、特別区へのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

東京都におかれましては、特別区の置かれた状況をお汲みとりいただき、800 万区民のため、今後も、なお一層のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

平成 10 年 10 月 27 日

特別区長会会長 大場啓二

東京都知事 青島幸男様

4か月余りとなっています。特別区は、さらに精力的に都と協議を進めるとともに、円滑な清掃事業の移管に向けて努力していきます。

地教行法第59条廃止による教育事務移管に向けて検討進む！

平成10年11月

No.104

都区制度改革により特別区が平成12年4月から処理することとなる教育関連事務については、10月8日開催の区長会総会において了承されたとおり、項目ごとに検討が進んでいます。

◆教育プロパーの課題、教育部門において検討進む

①教材の取扱い、②教科書無償給与、③教科書採択、④教育課程の取扱い、⑤県費負担教職員の服務の監督等、⑥県費負担教職員の内申権の6項目の教育プロパーの課題については、10月16日の区長会総会の後、区長会から教育長会に対し検討依頼がされました。

現在、さらに下命を受けた教育部門の部課長会が、鋭意検討を行っています。

◆制度改革後の各区教育委員会における指導体制の整備、区長会、都提案を了承

11月16日開催の区長会総会において、制度改革後の「各区教育委員会の指導体制」について都から提案があり、区長会は、これを了承しました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以

下、「地教行法」という。）第19条により、教育委員会事務局には、学校教育に関する専門的事項の指導事務に従事する「指導主事」を置くこととされています。

指導主事は、教員の職務と密接な関係があることなどから、地教行法第19条第3項後段の規定により、大学以外の公立学校の教員を充てることとできるとされ、このような指導主事を「充当指導主事」といいます。

現在、各区の教育委員会においては、都が給与等を負担している区立小中学校教員を「充当指導主事」として任用しています。

今回の都区制度改革により地教行法第59条が廃止され、教科書採択、教育課程の取扱い等の事務が、特別区の教育委員会へ移管されることとなります。

これに伴い、各区が自らの責任により、教育水準の維持向上を図る必要があります。指導主事の問題をはじめとする指導体制を整備することになります。

都の提案の主な内容は、①現行の充当指導主事配置数の見直し、②区が給与等を負担する「新指

導主事」の導入、の2点です。

地教行法第59条が廃止されると、都の教育委員会の役割は、広域の地方公共団体として、多摩の市町村とあわせ、都全体の教育水準の維持向上を図ることとなります。今回の区市同一基準による配置数の見直しは、この考え方に基づきなされるものです。

一方、特別区は、指導体制の維持向上をこれまでに以上に必要な場合があります。したがって、これまでの都費負担による「充当指導主事」に加えて、新たに区費負担による「新指導主事」を配置し、各区が自らの責任により、教育水準の維持向上を図ることになります。

今後は、教育委員会関係及び人事担当の会議体が調整を行いながら、準備手続を進めることとなります。

◆幼稚園教育職員の身分取扱いは、23区共同処理に

教育プロパーの課題以外のものとして検討されていた「幼稚園教員の任用その他の身分取扱い」の課題については、昭和58年の「教育事務移管問

「協議案」で共通処理が必要であるとされていきました。

その具体的検討事項は、大きく分けて、幼稚園教育職員に関する①採用選考、②昇任選考、③人事交流、④勤務条件に関する基準の企画・立案、⑤研修の5項目です。

10月29日開催の特別区制度改革実施委員会においては、この5項目に関する共通処理の方法について、各区において、制度改革担当を中心に、教育部門、人事担当と調整、協議を重ねた結果が持ち寄せられ、検討がなされました。

実施委員会の検討の結果、これらについては、特別区人事・厚生事務組合（以下、「特人厚」という。）において共同処理を行うものとする旨の取りまとめを行いました。

その理由としては、
 (1)昭和58年「教育事務移管問題協議会報告」、平成6年「協議案」等これまでの検討経緯を尊重するものである。

(2)特別区人事委員会で実施している採用選考など特別区職員に係る前記①から⑤に相当する事務については、すでに特人厚において共同処理しており、幼稚園教育職員も名実ともに特別区職員となる以上、同様に処理することが妥当である。

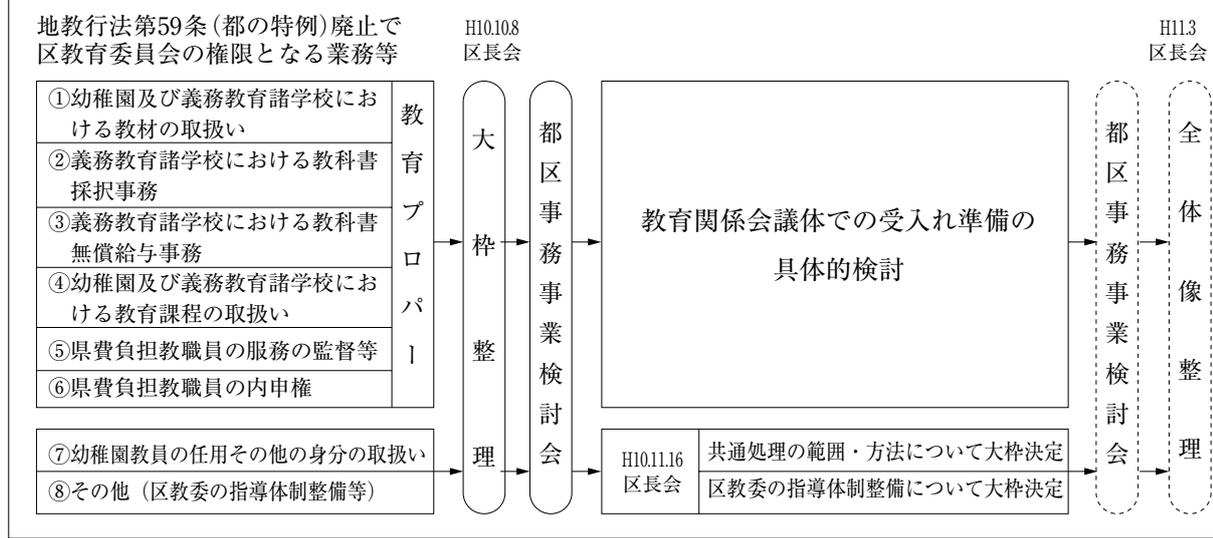
また、効率性、経済性の観点からも適当である。
 (3)各区教育委員会の教育長が、採用・昇任を23区共通の候補者名簿により行うことで、安定的で柔軟な任用と、円滑な人事交流が可能となり、教員の資質、教育水準の維持向上を図ることができる。
 (4)各特別区が、自らの権限について、自らの判断・責任において「共同処理」を選択することは、

制度改革や地方分権の趣旨と矛盾するものではない。

などが挙げられました。
 この検討結果は、11月16日に開催された区長会総会で了承されました。

今後は、この考え方を区側の考え方として都との協議に臨むとともに、教育委員会関係及び人事担当の協議体とが調整を行いながら、共同処理事務に限り所管することとなる23区共同の教育委員会の設置、特人厚の規約の変更等の準備手続を進めることとなります。

教育事務移管の検討スケジュール



清掃事業の区移管 東京都から特別区長会に再度提案!!

平成10年12月

No.105

12月11日に開催された区長会臨時総会において、東京都から、清掃事業の移管に関して提案がありました。

この提案は、移管後の清掃事業の運営形態については、「一般廃棄物の収集・運搬は、平成12年4月1日から各特別区が実施する。可燃ごみの中間処理については、一定期間特別区の共同処理とする。」というものです。

また、職員の身分取扱いについては、「移管する清掃事業に従事している職員については、平成

12年4月1日から平成18年3月31日までの6年間、都から特別区に派遣する。この職員については、派遣期間満了後、特別区職員へ身分切替える。」となっています。

特別区長会では、10月26日に開催された臨時総会において、移管後の清掃事業の運営形態に関して、収集・運搬については、各特別区が実施し、可燃ごみの中間処理については、ダイオキシン対策期間中（平成17年度まで）共同処理を行う旨の基本方針を了承しました。

今回の都からの提案は、この「基本方針」にほぼ沿ったものとなっていますが、職員の身分取扱い等については、慎重に検討を行っています。一方、移管まで残された期間は、わずか1年3か月あまりとなっています。特別区としては、さらに精力的に都との協議に臨んでいきます。

清掃事業の移管について、都区合意成立！

平成11年1月

No.106

特別区長会

都からの提案に対し、「了承する」旨回答

特別区長会は、昨年12月24日に臨時会を開催し、都区制度改革の重要な柱の一つである清掃事業の特別区への移管に関して、同月11日に東京都から提案された「清掃事業の移管に関する提案」について、特別区として「了承する」としました。これにより、都区双方で協議してきた移管後の清掃事業の運営形態と従事している職員の身分取扱いについて、合意が成立しました。

具体的な内容については、表のとおりですが、

移管後の清掃事業の運営形態は、「収集・運搬については各特別区が実施し、可燃ごみの中間処理については、一定期間特別区の共同処理とする」こととなります。

また、同日に、特別区長会の役員区長が自治省、東京都及び都議会各会派を訪問し、特別区長会として東京都からの提案に対して了承したことについて報告を行い、これまでの協力に対し感謝の意を表するとともに、今後の協力についても要請を行いました。

特別区は基礎的自治体として、平成12年4月1

日から清掃事業を実施することになります。

今後、各特別区は、800万区民の日常生活に支障をきたすことなく、円滑な清掃事業の移管を受けられることができるよう、東京都と緊密な連携を図りながら、万全の準備に努めていきます。



都区合意について東京都知事に報告する区長会役員区長（12/24）



都区合意について自治省事務次官（中央）に報告する東京都副知事（左）と区長会役員区長（12/24）

清掃事業の移管に関する提案（概要）

I 移管後の清掃事業の運営形態

項目	内容
1 収集・運搬	収集・運搬については、平成12年4月から各特別区が実施することとします。
2 中間処理 (1) 可燃ごみ	可燃ごみの中間処理は一定期間、特別区の共同処理とします。
(2) 不燃・粗大ごみ・し尿	不燃・粗大ごみ、し尿の中間処理は、特別区の共同処理とします。
3 最終処分場の設置・管理	最終処分場については、都が設置・管理する新海面処分場を使用します。

II 職員の身分取扱い

項目	内容
1 派遣 (1) 派遣の対象職員	①平成12年3月31日現在、移管される清掃事業に専ら従事している職員を対象とします。 ②ただし、知事が特に必要と認める職員は、対象としません。
(2) 派遣期間	派遣期間は、平成12年4月1日から平成18年3月31日までの6年間とします（以下、「派遣期間」といいます。）。
(3) 派遣先	①派遣先は、特別区とします。 ②共同処理体の事務に従事する場合においても、特別区に派遣します。
(4) 派遣期間中の欠員補充	①派遣期間中の派遣職員に欠員が生じた場合の補充は、各特別区が行うことを基本とします。 ②ただし、移管後3年間、現業系職員の補充は、各特別区が決定する欠員補充数と採用候補者名簿に基づいて、都が採用した職員（以下「採用補充職員」といいます。）をその特別区に派遣することにより行います。
(5) 派遣期間中の勤務条件	派遣期間中の派遣職員の勤務条件については、都の勤務条件を適用するものとします。
2 身分切替え (1) 身分切替えの対象者	①平成12年3月31日現在、移管される清掃事業に専ら従事し、同年4月1日に特別区に派遣され、同事業に従事する職員で、平成18年3月31日現在において、引き続き派遣されている者とします。 ②採用補充職員で、平成18年3月31日現在において、引き続き派遣されている者についても対象となります。
(2) 身分切替えの日	平成18年4月1日です。
(3) 身分切替え先	原則として、平成18年3月31日現在、派遣されている特別区に身分を切り替えるものとします。

平成12年4月に向けラストスパート

制度改革実施体制改編

平成11年1月

No.106

昨年12月16日開催の特別区長会総会で、制度改革実施体制の整備を行うよう下命がありました。

これは、平成12年4月1日の都区制度改革の実現を目前にして、清掃事業や教育事務に関し、特に、共同処理体制の整備を中心に、諸準備を進めるための体制づくりを主たる内容とするものです。

検討結果は、1月14日開催の特別区長会総会に

おいて了承されました。今後は、この新体制により、機能的、実効的に課題に取り組んでいくこととなります。

■教育事務に関する体制整備

教育事務に関しては、これまで各区の制度改革担当部長及び総務部長会役員で構成する「特別区制度改革実施委員会」において検討を行い、移管

範囲等の大枠の整理を行いました。今後の検討課題は、教育特有の問題であり、なおかつ、人事制度に係る部分が多くを占めています。

そこで、「特別区制度改革実施委員会」とは別に、各区教育委員会の庶務担当部長と総務部長会役員計30人で構成する「教育事務実施委員会」を新たに設置することとなりました。今後、その下に

各区教育委員会庶務課長又は指導室長の計23人で構成する新「教育部会」を設置する予定です。
23区で共同処理することとなっている「幼稚園教員の任用その他の身分取扱」の検討も、この新体制で進める予定です。

■清掃事業の共同処理体制整備

清掃事業に関しては、昨年12月24日の都区間の合意で、共同処理の範囲について、「協議案」中

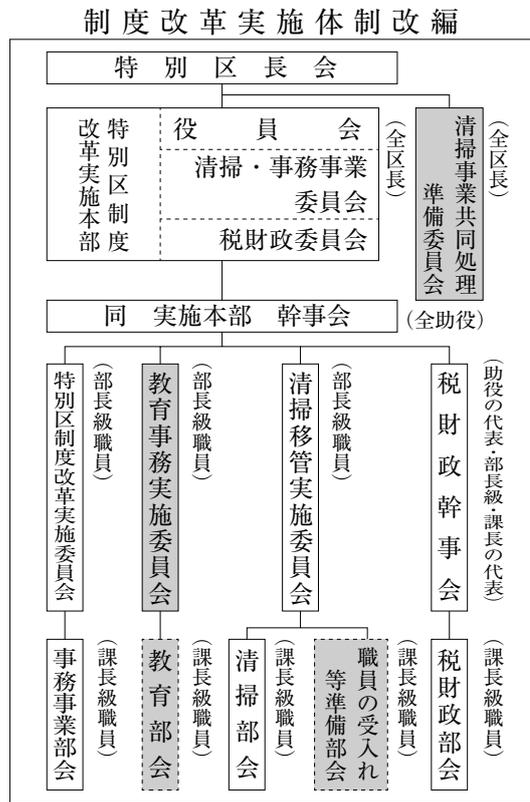
の「不燃・粗大ごみの中間処理」、「し尿の処分」に加え、「可燃ごみの中間処理」についても、含まれることとなりました。
したがって、想定される共同処理体制は、各区にある清掃工場の管理運営を含むもので、人員、組織、予算などが大規模なものとなります。
また、清掃工場は、24時間休みなく稼働しており、移管にあたっては、休むことなく、円滑に引き継ぐ必要があります。

事業従事職員については、一定期間、都から各区へ派遣することとなりました。
特別区がこれらの職員を受け入れるにあたっては、種々の条件整備が必要です。そこで、現行の本部体制である部長級で組織する「清掃移管実施委員会」の下に、既存の「清掃部会」のほか、新たに人事担当課長会ブロック代表、清掃部会正副会長の計7人で組織する「職員の受入れ等準備部会」を設置することとしました。

■収集、運搬体制の整備

清掃事業に関しては、共同処理や職員の身分取扱いに関する検討のほか、各区において、収集、運搬体制を整備する必要があります。

限られた時間内で、実効的に問題解決に取り組み、万全の体制を整える必要があることはいまでもありません。



■清掃事業従事職員の受入れに関する検討体制の整備

今回の都区間の合意により、清掃

平成12年4月へ向けダッシュ

事務事業及び教育事務の移管に向けて

平成11年4月

No.109

都区事務事業検討会開かれる

都区間の制度改革検討組織である第14回都区事

務事業検討会が、3月25日、都庁で開催されました。

この会議では、これまで昨年11月(第12回)と12月(第13回)に行われた都区事務事業検討会で

の結果をふまえ、事務事業及び教育事務の移管に向け、残された課題について協議し、都区間で大枠が確認されました。

この結果は、4月9日開催の特別区長会総会に報告し、了承されました。

平成12年4月1日まで残すところ1年を切りました。

国民健康保険事業の円滑な移行に向けて

今後、各区は、各主管部長会等を通じ、東京都と緊密な連携を図りながら、限られた時間の中で、事務事業、教育事務の円滑な移管に向け、あらゆる準備に万全を期す必要があります。

なお、幼稚園教員の任用その他の身分取扱いについては、区長会から下命を受けた教育事務実施委員会で、鋭意検討を進めています。

都区制度改革に伴う特別区の国民健康保険事業の円滑な移行に向けて、必要な準備を進めるため、制度改革室に、新たに「国民健康保険担当」を組織しました。

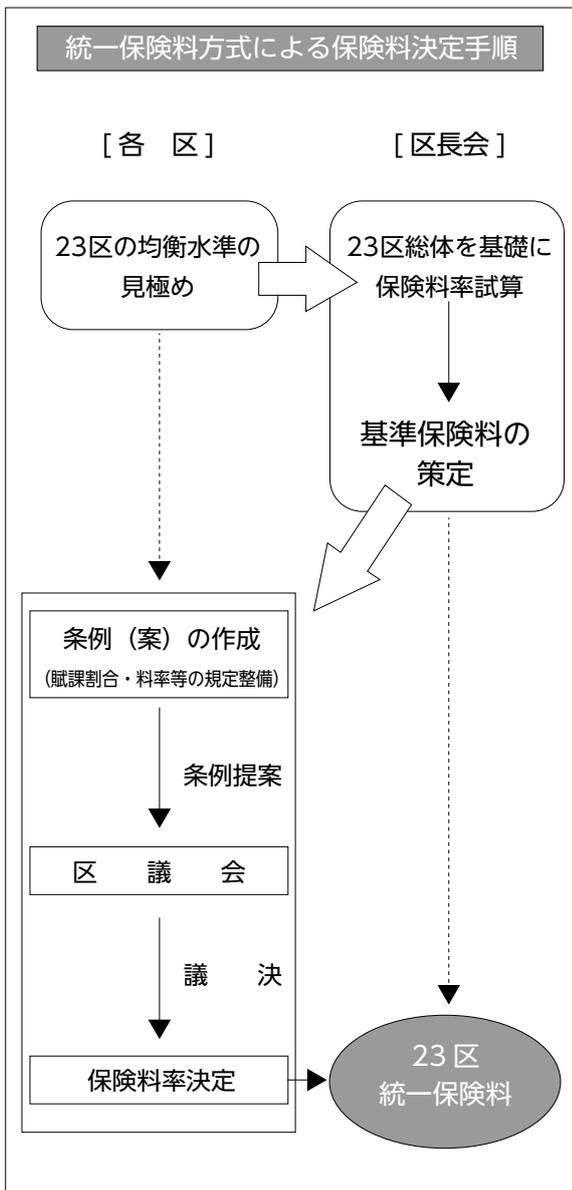
平成11年6月

No.111

特別区の国保事業については、制度発足以来、都が事業調整及び財源調整を行い、23区の統一な運営を確保することにより、被保険者の保険料

負担の均衡が図られてきました。

このような特別区だけにある特例的な調整は、都区制度改革により、平成12年4月に廃止される



ことになっていきます。

このため、現行の事業水準を維持しつつ、円滑な制度の移行を図るために、従来の経緯等をふまえ、「当面、医療保険制度の抜本改革による見直しが行われるまでの間は、統一保険料方式による調整を行う」という基本的な方針が本年3月の区長会で了承されています。

この統一保険料方式を実現するためには、23区共通の基準となる保険料率等を策定する必要がありますが、具体的な作業を行う組織について、「統一保険料方式を守ることを前提に区長会で行う」旨の方針が了承されました（6月16日区長会総会）。

今後はその具体化に向け、国保担当部長会でさらに詰めていくこととなります。

家電リサイクル法施行に備え講演会を実施

平成11年7月

No.112

清掃事業移管の翌年、平成13年4月、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機の4品目を対象に再資源化を目的とした特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が本格施行されます。

この制度の趣旨や業界の動向等を情報収集し、今後の自治体の対応を検討するため、都と区の関係者150名が参加し、講演会を実施しました。まず、慶応義塾大学の細田衛士教授により「家電リサイクル法について」と題し、法の成立の背景や課題・今後の展望について基調講演が行われました。

次に、通産省の信谷和重氏による「家電リサイクル法の概要」、引き続き家電メーカーを代表し、三菱電機(株)の平田郁之氏による「家電メーカーの動きについて」、最後に東京都清掃局ごみ減量総合対策室の木村俊弘課長による「東京都の取組について」の講演がありました。

今後特別区は、家電リサイクル法の施行に伴い、粗大ごみ収集のあり方の検討など、円滑な家電リサイクルの実施に向けて準備を進める必要があります。



家電リサイクルに関する講演会

教育事務の移管へ検討進む！ 懸案事項について都区合意

平成11年8月

No.113

都区間の制度改革検討組織である第15回都区事務事業検討会が、7月27日、都庁で開催されました。

都区制度改革により、平成12年4月1日、都から区への教育事務の移管が実施されます。

移管に向けての具体的課題については、これまでも数次にわたり、都区双方で検討が行われ、都区事務事業検討会で合意が重ねられてきました。今回の検討会では、幼稚園教育職員の身分の取扱いに関する課題のうち、「今後検討する」とさ

れていた課題を中心に、次の事項について協議が行われました。

- 給与その他の勤務条件に関する基本的な考え方
- 福利厚生団体への加入
- 表彰の取扱い
- 研修の役割分担等

これらの事項については、都区間で検討結果に若干相違があるものもありました。

しかし、協議の結果、区側の考え方が了承され、今後、さらに実務的な検討を進めて行くことが確

認されました。

なお、検討会では、区固有指導主事（新指導主事）に適用する給与条例についても協議されましたが、この課題については、引き続き、さらに詳細な検討を行うこととなりました。

- また、検討会では、教育事務の課題のほか、
- 事務事業移管に係る政令改正の状況
- 移管等対象事務事業（清掃事業を除く）の進捗状況
- 事務事業経費に係る検討体制

○今後のスケジュール

についても、話し合いが行われました。

都区事務事業検討会の結果は、8月10日開催の特別区長会に報告し、了承されました。

これにより、幼稚園教育職員の身分取扱いの移管にあたって、都区間に残っていた主要な懸案事

項について、都区間の合意ができたことになりました。

今後は、教育事務実施委員会等において、23区共通の課題について鋭意協議すると同時に、各区においても、さらに具体的な検討を進めることとなります。

清掃事業の移管に伴う職員の身分取扱いについて大枠合意!!

平成11年8月

No.113

7月23日に都区協議の場である第23回清掃事業検討会が開催され、都側から清掃事業の移管に伴う職員の身分取扱いについて（大枠提案）がなされました。

職員の身分取扱いについては、特別区では、これまで円滑な清掃事業の移管に向けて、課長級による「職員の受入れ等準備部会」及び部長級による「清掃移管実施委員会」により検討を重ねてきました。

今回の提案は、7月16日に開催された第22回清掃事業検討会で合意された「中間合意」に基づき、大枠のまとめとして行われたものです。内容は、「派遣」「勤務条件」から「厚生福利制度」等、

多岐にわたるものとなっています。

その一部を紹介すると、

・都は、「派遣対象職員」として特別区の要請に基づき特別区の清掃事業に従事する職員を派遣する。

・「派遣職員の給与」は、都の「職員の給与に関する条例」及び「東京都職員の特殊勤務手当に関する条例」に基づき特別区が支給する。

・「勤務時間、休日、休暇」については、各特別区の勤務時間、休日、休暇等に関する条例を適用する。

・派遣期間中、「職員互助制度」は東京都福利厚生事業団会員とする。

などとなっています。

特別区では、8月10日に開催された区長会において、この都からの提案を了承することとし、翌8月11日に開催された第24回清掃事業検討会において、正式に都側の提案を受け入れることを回答し、大枠合意がなされました。

特別区は今後、今回の「大枠合意」に基づき、引き続き詳細な検討を行うとともに、勤務条件に関する内容の確認等、移管に向けた手続き、実務等について、精力的に東京都と協議を行ってまいります。

地方自治法施行令等の一部を改正する政令 公布される

平成11年10月

No.115

10月1日に「地方自治法施行令等の一部を改正する政令」が公布されました。この結果、昨年5月8日に公布された「地方自治法等の一部を改正する法律」と合わせ、都区制度改革に関する法令が揃ったこととなります。

今回の政令改正により、昨年5月の法改正後もなお確定しなかった移管事務の範囲等や都区財政調整制度の詳細が明らかになりました。

今回、改正されたものは、別表の14の政令で、主な改正内容は、次のとおりです。

●地方自治法施行令

- ・都区財政調整制度について、納付金制度の廃止、基準財政収入額の算定対象にゴルフ場利用税交付金等を加えるなど、地方自治法の改正をふまえた整理が行われた。
- ・都区協議会について、委員の増員、会長を互選とするなどの改正が行われた。
- ・その他特別区の廃置分合等に関し、規定の整備が行われた。

●都市計画法施行令

- ・特別区の都市計画法決定権限に次のものが新たに加えられた。

①1ヘクタール以下の特定街区

②一般廃棄物処理施設 など

●建築基準法施行令

- ・延べ面積1万平方メートル以下の建築物や都知事の許可を要しない建築物がすべて所掌となるな

ど、特別区の建築主事の権限が拡充され、これに合わせ、特定行政庁たる特別区長の権限も拡充された。

●地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令

・花き市場に関する食品衛生法上の権限が特別区に委譲された。

●その他、都区制度改革関連法による事務委譲や税財政制度の改正に伴い、所要の規定整備が行われた。

●また、今回の政令附則には、都区制度改革による事務委譲等に伴う経過措置が規定された。

・清掃事業の移管に伴う都が現に設置している一般廃棄物処理施設の許可等の取扱い など

◆ ◆ ◆
今回の政令により、都区制度改革の全体像が明確になりました。

平成12年4月1日には、基礎的な地方公共団体としての新しい特別区がスタートします。限られた時間のなかで区民生活に支障を来さないよう、移管事務の受入れ体制や新しい税財政制度の整備等に万全を期さなければなりません。

地方自治法施行等の一部を改正する政令により改正される政令

- 地方自治法施行令 ○地方税法施行令 ○地方公共団体手数料令
- 地方財政再建促進特別措置法施行令 ○国民健康保険法施行令
- 市町村の合併の特例に関する法律施行令 ○建築基準法施行令
- 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令
- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令
- 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行令 ○都市計画法施行令
- 地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令
- 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令

新たな一歩を踏み出す特別区国保事業

統一保険料方式の具体策まとまる

平成11年12月

No.117

基準保険料率等共通基準を策定

都区制度改革後の特別区国保事業の円滑な移行を図るための具体策について、特別区国保課長会・部長会での検討結果が12月16日の区長会に報告され、この内容に沿って平成12年度の統一保険料方式による調整を行うことが了承されました。

1 統一保険料方式

都区制度改革後の特別区国保においては、23区間の保険料水準の均衡化策として、「当面、統一保険料方式による調整を行う」ということがすでに

に区長会で合意されています。また、その調整については、統一保険料方式を守ることを前提に区長会が行うことになっていきます。

この統一保険料方式は、基準となる保険料率を23区共通の基準として策定し、各区が条例で定める保険料をこれに一致させて運用していくものです。

2 共通基準の策定

改革後における特別区相互間の事業水準の均衡を図りつつ、安定的な事業運営に資するため、「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」を策定しました。

共通基準の対象とする範囲は

- ・保険給付に関する事項
- ・一部負担金に関する事項
- ・保険料（介護納付金分

・保険料を含む）に関する事項

・基準保険料率等に基づく財源所要額の算定に関する事項としてあります。

3 医療給付費分基準保険料率

平成12年度の統一保険

料方式による調整を行うにあたっては、従来の保険料負担の公平化に向けた改善の経緯をふまえつつ、国保事業の円滑な移行を図る観点から、現行の事業水準を維持することを基本に、国保料の本体である医療給付費分基準保険料率の算定を行いました。

その結果、具体的な基準保険料率として、所得割は現行の100分の187から7ポイントアップの100分の194、均等割は現行と同額の2万6100円となります。

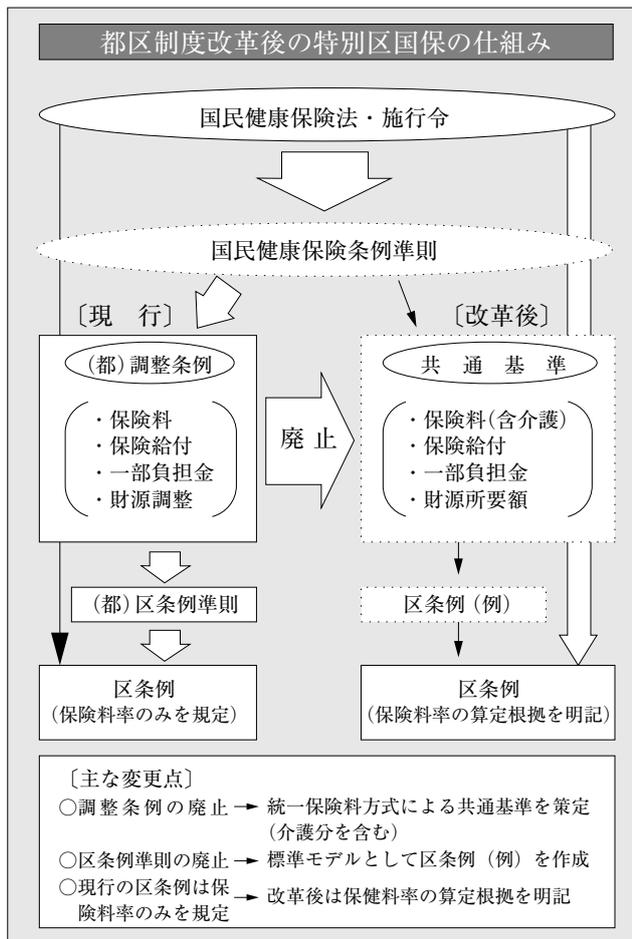
この場合、所得割と均等割の賦課割合は64対36（現行65対35）となり、これまで特別区が進めてきた被保険者間の負担の公平化に向けた流れに沿うこととなります。

なお、賦課限度額について、53万円で算定していますが、法改正によりこの額が引き下げられた場合は、均等割は据え置き、所得割の引き上げにより対応することとしています。

4 介護納付金分保険料

国保料として一体的に徴収される第2号被保険者の介護納付金分保険料は、介護保険制度の仕組み上、所得割を統一することは困難ですが、可能な限り医療給付費分保険料における取り扱ひとの整合性を図る観点から、均等割を統一する均衡化策を講ずることとしました。

具体的な均衡化策として、賦課総額を介護納付金の50%に設定のうえ、賦課割合を50対50として、



均等割を統一するというものです。

その結果、現時点で均等割は1人あたり7200円と見込んでいますが、法改正等の内容によっては見直しをすることも考えられます。

また、所得割は、国から示される賦課限度額をもとに各区で算定する率となります。

今後、各区は来年の第1回定例区議会に向け、

この共通基準に基づいて、保険料率の改定等国保条例の改正手続きを行っていくこととなります。

国保制度を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある中で、特別区国保は新たな第一歩を踏み出すこととなります。

都区事務事業検討会開かれる 円滑な事務移管に向けて検討進む

平成11年12月
No.117

都区間の制度改革検討組織である第16回都区事務事業検討会が、12月3日開催されました。

移管に向けての具体的課題については、これまでも数次にわたり、都区双方で検討が行われ、都区事務事業検討会で合意が重ねられてきました。

今回の検討会では、次のような教育事務移管に関する課題を中心に、協議が行われました。

○新指導主事の給与条例の適用について

これは、前回の検討会において区側から「区固有指導主事（新指導主事）の給与条例は（派遣元の身分である学校教育職員として）都の条例等を適用させ、充て指導主事との処遇の均衡を図る」とする提案を行い、合意に向けてさらに詳細な検討を進めることとなっていた課題です。

今回の検討会では、前回行った区側の提案が、都側に了承されました。

そのほか、検討会では、

○幼稚園教育職員の福利厚生関係団体への加入に係る諸課題

○教育事務移管に伴う条例等整備骨子

○幼稚園教育職員の採用選考・昇任選考・人事交流の基準

について、区側が検討結果を報告し、都側はこれを了承しました。

また、教育事務の課題のほかに、次の事項について都区間で確認が行われました。

○地方自治法施行令等の一部を改正する政令の内容

○政令改正等をふまえた事務事業移管範囲のまとめ

都区事務事業検討会の結果は、12月16日開催の特別区長会に報告し、了承されました。

平成12年4月の制度改革実施まで、残りわずか3か月となりました。

今後、各特別区は、円滑な事務移管に向けて、条例等の整備など、必要な準備に万全を期すこととなります。